ひみふしきしんきんの現況

〈〈 令和２年３月３１日現在 〉〉

くらしのとなりに、いつもしんきん
氷見伏木信用金庫
https://www.shinkin.co.jp/himifusi/

目　　次

ページ

ごあいさつ …… 1
経営理念 …… 2
経営基本方針 …… 2
1．金庫の概況及び組織に関する事項 …… 3
(1)　事業の組織 …… 3
(2)　理事及び監事の氏名及び役職名 …… 3
(3)　会計監査人の氏名又は名称 …… 4
(4)　事務所の名称及び所在地 …… 4
2．金庫の主要な事業の内容 …… 5
3．金庫の主要な事業に関する事項 …… 6
(1)　直近の事業年度における事業の概況 …… 6
(2)　直近の５事業年度における主要な事業の状況 …… 6
(3)　直近の２事業年度における事業の状況 …… 7
①主要な業務の状況を示す指標 …… 7
資金運用収支・役務取引等収支・その他の業務収支・業務粗利益及び業務粗利益率…… 7
業務純益 …… 7
資金運用収支の内訳 …… 8
利鞘 …… 8
受取・支払利息の増減 …… 8
利益率 …… 8
②預金に関する指標 …… 9
預金積金及び譲渡性預金平均残高 …… 9
固定金利定期預金、変動金利定期預金の残高 …… 9
③貸出金等に関する指標 …… 9
貸出金平均残高 …… 9
固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金残高 …… 9
貸出金の担保別内訳 …… 10
債務保証見返の担保別内訳 …… 10
貸出金使途別残高 …… 10
住宅ローン・消費者ローン残高 …… 10
貸出金業種別内訳 …… 11
預貸率 …… 11
④有価証券に関する指標 …… 12
商品有価証券の種類別平均残高 …… 12
有価証券の残存期間別残高 …… 12
有価証券の種類別の平均残高 …… 12
預証率 …… 12
4．金庫の事業の運営に関する事項 …… 13
内部管理体制 …… 13
法令等遵守の体制 …… 14
個人情報管理体制 …… 14
金融ＡＤＲ制度への対応 …… 15
反社会的勢力対応の体制 …… 15
不正取引の防止 …… 16
マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策 …… 16
中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組 …… 17
当金庫の金融仲介機能の取組み実績 …… 18
１．「経営者保証に関するガイドライン」への取組み …… 18
２．金融仲介機能のベンチマーク …… 18
共通ベンチマーク …… 19
選択ベンチマーク …… 20
自己資本の充実の状況等について …… 21
＜定性的な事項＞
自己資本調達手段の概要 …… 21

自己資本の充実度に関する評価方法の概要 …… 21
信用リスクに関する事項 …… 21
・リスク管理の方針及び手続きの概要 …… 21
・リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関 …… 21
信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要 …… 22
派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要 …… 22
証券化エクスポージャーに関する事項 …… 22
オペレーショナル・リスクに関する項目 …… 22
・リスク管理の方針及び手続きの概要 …… 22
・オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称 …… 23
出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要 …… 23
金利リスクに関する事項 …… 23
・リスク管理の方針及び手続きの概要 …… 23
・金利リスクの算定手法の概要 …… 24
自己資本の構成に関する事項…… 25
＜定量的な事項＞
(1) 自己資本の充実度に関する事項…… 27
(2) 信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)…… 28
(3) 信用リスク削減手法に関する事項…… 30
(4) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項…… 30
(5) 証券化エクスポージャーに関する事項…… 30
(6) 出資等エクスポージャーに関する事項…… 30
(7) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項…… 31
(8) 金利リスクに関する事項…… 31
5．金庫の直近の２事業年度における財産の状況 …… 32
貸借対照表 …… 32
損益計算書 …… 38
剰余金処分計算書 …… 38
会計監査人による監査 …… 38
財務諸表の適正性、及び財務諸表の作成に係る内部監査の有効性の確認 …… 38
6．リスク管理債権・金融再生法開示債権の状況…… 39
(1) リスク管理債権に対する担保・保証及び引当金の引当・保全状況…… 39
(2) 金融再生法開示債権の状況…… 40
7．その他の開示資料…… 40
有価証券の取得価格又は時価及び評価損益 …… 40
金銭の信託 …… 41
規則第 102 条第１項第５号に掲げる取引 …… 41
貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 …… 41
貸出金償却の額 …… 41
報酬体系について …… 42
8．地域貢献に関する事項 …… 43
地域貢献に関する情報開示 …… 43
9．総代会に関する事項 …… 49
(1) 総代会の仕組み…… 49
(2) 総代候補者選考基準…… 50
(3) 総代とその選考基準…… 50
(4) 第７７期通常総代会の決議事項…… 52
(5) 総代の氏名等…… 52
(6) 総代の属性等別構成比…… 52
手数料一覧 …… 53
でんさいネット手数料一覧表 …… 55
預金のご案内 …… 56
融資のご案内 …… 57
サービスのご案内 …… 58
氷見伏木しんきんのあゆみ …… 59

ご あ い さ つ

皆様には、平素より氷見伏木信用金庫に対しまして格別のご愛顧、お引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

本年もディスクロージャー誌「ひみふしきしんきんの現況 2020」を作成いたしました。ご高覧賜り、当金庫へのご理解を一層深めていただければ幸いに存じます。

さて、令和元年度のわが国経済は、海外経済の減速等を背景に外需に伸び悩みが見受けられたものの、雇用・所得環境の改善等により内需を中心に緩やかな回復傾向が見られました。しかしながら、地域経済にあっては、人口減少、少子高齢化等による衰退が進んでおり、地域の活性化が大きな課題として認識されています。

こうした中、当金庫では、信用金庫の原点である地域密着を基本に据え、地域企業、地方公共団体との連携による地域経済活性化への施策等を実施してまいりました。

金融面では、日本銀行による低金利政策により、長短金利は低水準で推移しており、さらに本年に入り、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、世界景気の急速な減速懸念の高まりから、国内では低金利が継続されるものとの見方が広がっています。今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対し、国も強力な財政支援を打ち出し、地域金融機関に対しても、中小零細企業へ最大限の資金繰り支援を速やかに実施するよう強く求めているところです。

令和元年度の決算は、利回り低下の影響による資金運用収益の減少や、信用コストの増加により、税引前当期純利益 124 百万円、法人税及び税効果調整後の当期純利益は 90 百万円となりました。なお、経営の健全性を示す自己資本比率は、16.46％と引き続き国内基準の 4％を大幅に上回り経営の健全性、安全性は十分堅持しております。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による景気減速の懸念、人口減少･高齢化、事業所の廃業、低金利環境の長期化など、地域社会、金融機関を取り巻く環境が大きく変化している中、当金庫は中小企業に対する経営支援や、地域経済活性化に向けた金融仲介機能の発揮により地域の課題解決に取り組んでまいります。また、ひみまちづくりファンドを活用した中心市街地の活性化等、地域社会の持続的な発展に貢献できるよう努めてまいります。

これからも当金庫は、地域社会やお客様との「絆」を深め、「信頼され、存在感のある」信用金庫を目指し、役職員一丸となって全力を尽くします。

皆様方の格別のご厚情とご支援をお願い申し上げご挨拶とさせて頂きます。

令和２年７月

理事長　藤井　隆

■経営理念

当金庫は、昭和４年（１９２９年）の創業以来、９０有余年の歴史を歩んでまいりました。この歴史を通じて脈々と受け継がれてきたのは、「地域の皆様とともに、地域社会の発展に貢献する」という理念です。この理念である相互扶助の精神を基本に、協同組織金融機関として社会的役割を全うすべく業務に邁進してまいりました。

その結果、お客様との「信用」というかけがえのない財産を築くことができたものと確信しております。

当金庫が長期的に発展していくためには、今後もお客様、会員皆様の信頼にお応えし、地域社会との「共存共栄」を図ることが不可欠であり、永年の歴史に裏付けられた地域の皆様からの「信用」を大切にしつつ、どんな時代や環境の中にあっても、「地域の金融機関」として従来以上に積極的かつ堅実な経営を目指してまいります。

■経営基本方針

氷見伏木信用金庫経営基本方針（理念）

１．当金庫はコンプライアンス重視の企業風土を醸成します。

２．当金庫は金融を通して、地域社会の繁栄に貢献します。

３．当金庫はお客様第一主義の経営に徹します。

４．当金庫は経営の効率化と堅実経営を追求します。

５．当金庫は地域から信頼される人材を育成します。

経営の自己責任原則の徹底と地域で最も信頼され「存在感のある」信用金庫を目指します。

１．金庫の概況及び組織に関する事項

（１）事業の組織

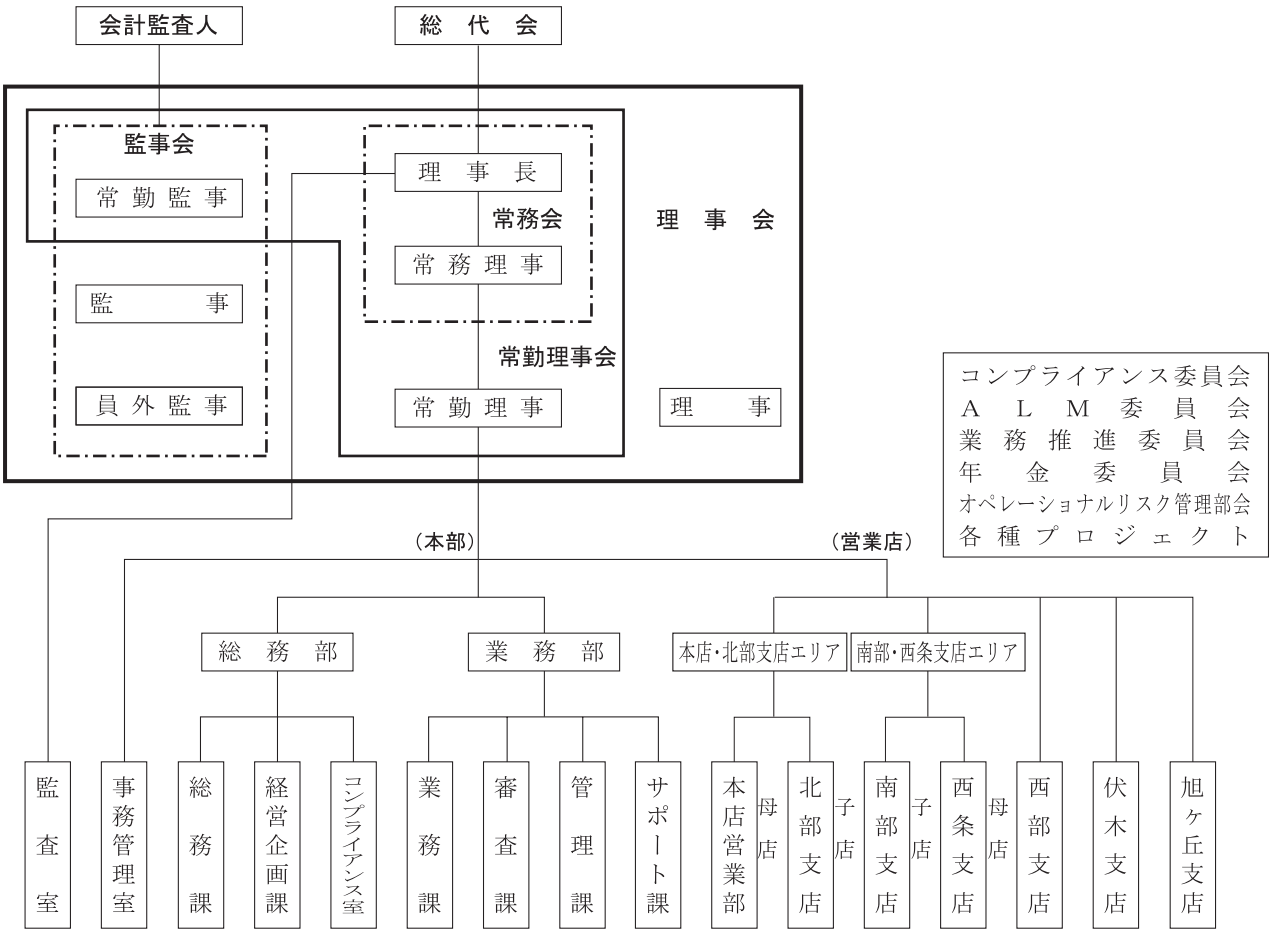

（２）理事及び監事の氏名及び役職名

理事長（代表理事）	藤井　隆
常務理事（代表理事）	垣内　貴裕
常務理事（代表理事）	太田　栄幸
常勤理事	澤　武博
理　　事	中戸　光男
理　　事	飯田　和男
理　　事	渡邊　一三
常勤監事	廣田　武
監　　事（員外監事）	石田　八郎
監　　事（員外監事）	引田　秀一

（令和２年６月末現在）

注１．理事　飯田和男、渡邊一三は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合せ」に基づく職員外理事であります。

２．監事　石田八郎、引田秀一は、信用金庫法第 32 条第５項に定める員外監事であります。

（３）会計監査人の氏名又は名称

河村公認会計士事務所　　公認会計士　　河村　拓栄氏（令和２年６月末現在）

（４）事務所の名称及び所在地

■店舗一覧（令和２年６月末現在）

		ＴＥＬ	ＦＡＸ
本　　店	氷見市比美町６番１５号	0766(72)4141	0766(74)1176
北部支店	氷見市北大町７番１６号	0766(74)0322	0766(74)0323
南部支店	氷見市伊勢大町２丁目１４番２号	0766(74)1749	0766(74)1750
西条支店	氷見市柳田字明神２９６４番地１	0766(91)6000	0766(91)6001
西部支店	氷見市鞍川１０５番地の２	0766(74)4155	0766(74)4183
伏木支店	高岡市伏木錦町８番２５号	0766(44)0805	0766(44)0049
旭ヶ丘支店	高岡市江尻３２９番地	0766(25)3533	0766(25)3633
本　　部	氷見市伊勢大町２丁目１４番１２号	0766(74)4101	0766(74)4513

■店舗外キャッシュサービスコーナー（令和２年６月末現在）

ハッピータウン	氷見市幸町９－７８
金沢医科大学氷見市民病院	氷見市鞍川１１３０
プ　ラ　フ　ァ	氷見市加納４８４－１
吉久出張所	高岡市吉久３丁目１番１３号

■営業地区

富山県全域

２．金庫の主要な事業の内容

１　預金及び定期積金の受入れ
２　資金の貸付け及び手形の割引
３　内国為替取引
４　上記１～３の業務に付随する次に掲げる業務その他の業務
（１）債務の保証又は手形の引受け
（２）有価証券（(５)に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。）の売買（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）又は有価証券関連デリバティブ取引（投資の目的をもってするものに限る。）
（３）有価証券の貸付け
（４）国債証券､地方債証券若しくは政府保証債券（以下「国債証券等」という。）の引受け（売出しの目的をもってするものを除く。）並びに当該引受けに係る国債証券等の募集の取扱い及びはね返り玉の買取り
（５）金銭債権の取得又は譲渡及びこれに付随する業務
（６）次に掲げる者の業務の代理
株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人農林漁業信用基金、漁業信用基金協会、日本酒造組合中央会、一般社団法人しんきん保証基金、一般社団法人全国石油協会、公益社団法人全国市街地再開発協会、年金積立金管理運用独立行政法人、独立行政法人福祉医療機構
（７）次に掲げる者の業務の代理又は媒介（内閣総理大臣の定めるものに限る。）
・金庫（信用金庫及び信用金庫連合会）
（８）次に掲げる信託会社または信託業務を営む金融機関の業務の媒介（内閣総理大臣の定めるものに限る。）
・信金中央金庫
（９）短期社債等の取得又は譲渡
(10) 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
(11) 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
(12) 振替業
(13) 両替
(14) デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)であって信用金庫法施行規則で定めるもの（(５）に掲げる業務に該当するものを除く。）
(15) 金融等デリバティブ取引（(５）及び（１４）に掲げる業務に該当するものを除く。）
５　国債証券、地方債証券、政府保証債券その他の有価証券について金融商品取引法により信用金庫が営むことのできる業務（上記４により行う業務を除く。）
６　法律により信用金庫が営むことのできる業務
（１）保険業法（平成７年法律第１０５号）第２７５条第１項により行う保険募集
（２）当せん金付証票法に定めるところにより、都道府県知事等からの委託または都道府県知事等の承認を得て行われる受託機関からの再委託に基づき行う当せん金付証票の販売事務等
（３）高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成１３年法律第２６号）の定めるところにより、高齢者居住支援センターからの委託を受けて行う債務保証の申込の受付及び保証債務履行時の事務等（債務の保証の決定及び求償権の管理回収業務を除く。）
（４）電子記録債権法（平成１９年法律第１０２号）第５８条第２項の定めるところにより、電子債権記録機関の委託を受けて行う電子債権記録業に係る業務

３．金庫の主要な事業に関する事項

（１）直近の事業年度における事業の概況

金融業界は金融政策による金利低下の影響により、依然として厳しい経営環境にありますが、当金庫は「堅実経営」を基本にきめ細やかなコンサルティング機能を発揮し、地域のお客様の絶大なるご支援を賜りました結果、２０１９年度の業績は下記のとおりとなりました。

■ 預　　金

預金につきましては、地元貢献を目的とした「氷見線応援定期預金」や「ぶり奨学定期預金」、年金振込み等の個人預金の増加により、２０１９年度期末の預金残高は ８６５億円（対前期末比１９億８９百万円の増加、増減率２．３５％）となりました。

■ 融　　資

貸出金につきましては、依然として個人への消費者ローンは低迷しているものの、大口の設備投資案件や事業性評価による提案セールス、補助金申請支援に伴う新規融資等に取り組んだ結果、期末で２３６億円（対前期末比７６百万円の減少、増減率△０．３２％）となりました。

■ 収　　益

収益では、経常収益において有価証券売却益の増加から増収となったものの、経常利益は、資金運用収益の減少や与信コストの増加により減益となり、法人税及び税効果調整後の当期純利益は、９０百万円となりました。（対前期末比６１百万円の減益、増減率△４０．５１％）

（２）直近の５事業年度における主要な事業の状況

■主要な経営指標の推移

（単位：百万円）

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
経常収益	1,191	1,113	1,094	1,123	1,201
経常利益	224	145	150	207	125
当期純利益	150	105	85	151	90
出資総額	168	168	168	168	168
出資総口数（千口）	3,361	3,361	3,361	3,361	3,361
純資産額	9,850	9,467	9,405	9,798	9,533
総資産額	90,977	93,825	96,849	98,183	100,062
預金積金残高	78,399	80,868	82,834	84,569	86,559
貸出金残高	22,428	23,484	23,746	23,752	23,675
有価証券残高	37,246	38,199	40,942	42,546	43,411
単体自己資本比率	25.37%	25.36%	21.26%	19.48%	16.46%
出資に対する配当金（出資１口当たり）　円	2.5	1.5	1.5	1.5	1.5
役員数（人）	10	10	10	10	10
うち常勤役員数	4	5	5	5	5
職員数（人）	80	79	79	69	69
会員数（人）	6,374	6,283	6,205	6,124	6,023

（注）残高計数は期末現在のものであり、総資産額には債務保証見返りを含んでおりません。

（３）直近の２事業年度における事業の状況

①主要な業務の状況を示す指標

■資金運用収支・役務取引等収支・その他の業務収支・業務粗利益及び業務粗利益率

（単位：千円）

	2018年度	2019年度
資金運用収支	935,763	922,430
資金運用収益	962,323	946,620
資金調達費用	26,559	24,189
役務取引等収支	4,457	4,682
役務取引等収益	81,050	79,831
役務取引等費用	76,593	75,148
その他の業務収支	11,950	18,058
その他業務収益	12,503	172,682
その他業務費用	552	154,624
業務粗利益	952,170	945,171
業務粗利益率	1.00％	0.97％

（注）１.業務粗利益率＝業務粗利益／資金運用勘定平均残高×100
２.国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

■業務純益

（単位：千円）

	2018年度	2019年度
業務純益		158,116
実質業務純益		174,475
コア業務純益		172,928
コア業務純益 （投資信託解約損益を除く。）		172,928

（注）１.業務純益＝業務収益－（業務費用－金銭の信託運用見合費用）
業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額（または取崩額）を含みます。
２.実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
３.コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。
４.「業務純益」「実質業務純益」「コア業務純益」「コア業務純益（投資信託解約損益を除く。）」については、銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和元年９月13日）による改正を受け、2019年度分より開示することとなったため、開示初年度につき、2019年度分のみを開示しております。

■資金運用収支の内訳

	平均残高（百万円）		利息（百万円）		利回り（％）	
	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度
資金運用勘定	94,964	96,732	962	946	1.01	0.97
うち貸出金	23,792	23,553	359	345	1.51	1.46
うち預け金	30,730	31,955	36	37	0.11	0.11
うち有価証券	39,908	40,625	555	552	1.39	1.35
資金調達勘定	87,338	89,072	26	24	0.03	0.02
うち預金積金	84,445	86,378	20	18	0.02	0.02
うち借用金	2,892	2,693	5	5	0.19	0.19

（注）1．資金運用勘定は無利息預け金の平均残高（2018年度44百万円、2019年度28百万円）を控除して表示しております。
2．国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

■利鞘

（単位：％）

	2018年度	2019年度
資金運用利回	1.01	0.97
資金調達原価率	0.94	0.89
総資金利鞘	0.07	0.08

■受取・支払利息の増減

（単位：千円）

	2018年度			2019年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	31,587	△ 14,170	17,416	9,536	△ 25,239	△ 15,702
うち貸出金	3,776	△ 5,749	△ 1,972	△ 3,663	△ 10,148	△ 13,811
うち預け金	△ 1,144	△ 11,356	△ 12,501	1,447	△ 405	1,041
うち有価証券	27,510	3,782	31,292	10,741	△ 14,054	△ 3,313
支払利息	786	△ 4,144	△ 3,357	94	△ 2,464	△ 2,370
うち預金積金	259	△ 4,484	△ 4,224	490	△ 2,481	△ 1,991
うち借用金	526	340	867	△ 395	16	△ 378

（注）1．残高及び利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて按分しております。
2．国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

■利益率

（単位：％）

	2018年度	2019年度
総資産経常利益率	0.21	0.12
総資産当期純利益率	0.15	0.09

（注）総資産経常（当期純）利益率 $= \dfrac{\text{経常（当期純）利益}}{\text{総資産（債務保証見返除く）平均残高}} \times 100$

②預金に関する指標

■預金積金及び譲渡性預金平均残高

（単位：百万円）

	2018年度	2019年度
流動性預金	29,554	31,336
うち有利息預金	27,465	29,245
定期性預金	54,687	54,838
うち固定金利定期預金	51,827	52,012
うち変動金利定期預金	21	20
その他	203	204
計	84,445	86,378
譲渡性預金	―	―
合　計	84,445	86,378

（注）1．流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
2．定期性預金＝定期預金＋定期積金
固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金
変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金
3．国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

■固定金利定期預金、変動金利定期預金の残高

（単位：百万円）

	2018年度	2019年度
定期預金	51,346	51,926
固定金利定期預金	51,326	51,906
変動金利定期預金	20	19

③貸出金等に関する指標

■貸出金平均残高

（単位：百万円）

	2018年度	2019年度
割引手形	400	374
手形貸付	2,035	2,076
証書貸付	20,522	20,159
当座貸越	834	942
合　計	23,792	23,553

（注）国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

■固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金残高

（単位：百万円）

	2018年度	2019年度
貸出金	23,752	23,675
変動金利	7,306	7,465
固定金利	16,445	16,209

■貸出金の担保別内訳

（単位：百万円）

	2018年度	2019年度
当金庫預金積金	321	320
有価証券	98	98
動産	—	—
不動産	5,213	5,047
その他	—	—
計	5,633	5,466
信用保証協会・信用保険	3,868	4,111
保証	11,018	11,028
信用	3,232	3,068
合計	23,752	23,675

■債務保証見返の担保別内訳

（単位：百万円）

	2018年度	2019年度
当金庫預金積金	—	—
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	2	1
その他	—	—
計	2	1
信用保証協会・信用保険	—	—
保証	1	1
信用	12	14
合計	16	16

■貸出金使途別残高

（単位：百万円）

	2018年度		2019年度	
		構成比%		構成比%
設備資金	11,197	47.1	11,330	47.8
運転資金	12,554	52.8	12,344	52.1
合計	23,752	100.0	23,675	100.0

■住宅ローン・消費者ローン残高

（単位：百万円）

	2018年度	2019年度
住宅ローン残高	5,643	5,676
消費者ローン残高	1,638	1,570
合計	7,281	7,246

■貸出金業種別内訳

（単位：先、百万円、％）

業種区分	2018年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比
製造業	67	2,195	9.2
農業、林業	5	55	0.2
漁業	－	－	－
鉱業、採石業、砂利採取業	－	－	－
建設業	121	2,248	9.4
電気・ガス・熱供給・水道業	2	19	0.0
情報通信業	1	23	0.0
運輸業、郵便業	22	1,280	5.3
卸売業、小売業	93	2,347	9.8
金融業、保険業	4	294	1.2
不動産業	29	1,600	6.7
物品賃貸業	－	－	－
学術研究、専門・技術サービス業	2	11	0.0
宿泊業	16	585	2.4
飲食業	43	469	1.9
生活関連サービス業、娯楽業	28	537	2.2
教育、学習支援業	3	216	0.9
医療、福祉	22	1,144	4.8
その他のサービス	48	474	1.9
小計	506	13,504	56.8
国・地方公共団体	3	2,797	11.7
個人	2,056	7,449	31.3
合計	2,565	23,752	100.0%

（単位：先、百万円、％）

業種区分	2019年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比
製造業	66	2,152	9.0
農業、林業	6	70	0.2
漁業	－	－	－
鉱業、採石業、砂利採取業	－	－	－
建設業	114	2,292	9.6
電気・ガス・熱供給・水道業	1	6	0.0
情報通信業	1	21	0.0
運輸業、郵便業	22	1,185	5.0
卸売業、小売業	86	2,304	9.7
金融業、保険業	4	293	1.2
不動産業	29	2,112	8.9
物品賃貸業	1	5	0.0
学術研究、専門・技術サービス業	2	28	0.1
宿泊業	15	607	2.5
飲食業	37	397	1.6
生活関連サービス業、娯楽業	26	481	2.0
教育、学習支援業	2	194	0.8
医療、福祉	23	1,197	5.0
その他のサービス	40	435	1.8
小計	475	13,788	58.2
国・地方公共団体	3	2,435	10.2
個人	2,001	7,451	31.4
合計	2,479	23,675	100.0%

（注）業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

■預貸率

（単位：％）

	2018年度	2019年度
期末預貸率	28.08	27.35
期中平均預貸率	28.17	27.26

（注）1．預貸率＝$\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金＋譲渡性預金}}$ ×１００

2．国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

④有価証券に関する指標

■商品有価証券の種類別平均残高

該当ございません。

■有価証券の残存期間別残高

（単位：百万円）

		1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
国債	2018年度	－	－	－	－	－	7,614	－	7,614
	2019年度	－	－	－	－	－	5,339	－	5,339
地方債	2018年度	－	－	－	－	889	233	－	1,122
	2019年度	－	－	－	－	877	229	－	1,106
社債	2018年度	2,723	6,935	199	339	4,026	4,520	2,649	21,395
	2019年度	3,516	2,734	305	1,025	7,226	7,806	3,716	26,330
株式	2018年度	－	－	－	－	－	－	135	135
	2019年度	－	－	－	－	－	－	126	126
外国証券	2018年度	－	－	795	93	1,738	5,139	－	7,767
	2019年度	－	194	684	1,599	705	5,489	－	8,674
その他の証券	2018年度	－	174	660	2,917	495	－	262	4,511
	2019年度	80	－	612	224	－	－	916	1,833

■有価証券の種類別の平均残高

（単位：百万円）

	2018年度	2019年度
国債	6,703	5,253
地方債	1,005	1,005
社債	19,981	22,924
株式	110	110
外国証券	7,391	7,861
その他の証券	4,715	3,469
合計	39,908	40,625

■預証率

（単位：%）

	2018年度	2019年度
期末預証率	50.30	50.15
期中平均預証率	47.25	47.03

（注）1.預証率＝$\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金＋譲渡性預金}}$ ×100

2.国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

４．金庫の事業の運営に関する事項

内部管理体制

当金庫は、信用金庫法第36条第5項第5号及び同法施行規則第23条の規定に基づいて、業務の適正を確保するため、「内部管理基本方針」において、整備すべき体制を次の通り定めております。

１．理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・コンプライアンス室はコンプライアンスプログラムを策定し、コンプライアンス委員会で検討を行い、理事会の承認を経て役職員の研修、指導を行っています。

・監査室は監査計画に則り各部店に対し年に１回監査を実施しています。

・内部通報については員外監事も窓口としています。

２．理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・重要な会議は、議事録を作成し適切に保存・管理しています。

３．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・ALM 委員会は、様々なリスクを総合的に管理し、適時に常勤理事会等に報告しています。

４．理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・理事会等は定期的に開催しています。

５．職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・コンプライアンス担当者会議を定期的に開催、周知徹底を行っています。

６．当金庫の監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項

・当該年度に監事から職員を置くことの要請がありませんでした。

７．監事の職務を補助すべき職員の当金庫の理事からの独立性に関する事項

・当該年度に監事から職員を置くことの要請がありませんでした。

８．当金庫の監事の第６号の職員に対する指示の実効性の確保に関する事項

・当該年度に監事から職員を置くことの要請がありませんでした。

９．次に掲げる体制その他の当金庫の監事への報告に関する体制

当金庫の理事及び職員が当金庫の監事に報告をするための体制

・監事は重要会議等への出席、重要書類の閲覧のほか、理事より報告を受けています。

１０．前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

・諸規程や規則に則り確保しています。

１１．当金庫の監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関わる方針に関する事項

・当該年度に発生した費用は適切に処理しています。

１２．その他当金庫の監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・監事は、当金庫の理事や職員のほか他の監事や会計監査人と意思疎通を図り監査の実効性を確保しています。

法令等遵守の体制

当金庫はコンプライアンスの徹底を経営の最重要課題との一つとして位置づけ、高い企業倫理と法令に則った経営に努めています。

①「法令等遵守に係る基本方針」を制定してその理念を金庫内に浸透させ、役職員全員で「氷見伏木信用金庫行動綱領」、「コンプライアンス規程」、「コンプライアンスマニュアル」の徹底を図っております。

②コンプライアンス委員会を設置のうえ、各営業店にコンプライアンス担当者を配置してコンプライアンスの責任体制を構築することにより、金庫の公正な業務運営の維持を図っております。

③毎年度「コンプライアンスプログラム」を策定し、理事会の承認を受けて計画的にコンプライアンス態勢の強化を図っております。プログラムでは、各営業店における勉強会、担当者研修､役席研修を実施するようスケジュールとして定めてあります。コンプライアンス室は､法令等違反防止のための指導をしております。

④経営内容の積極的なディスクローズ（経営情報開示）とお取引先とのコミュニケーションの充実に努めております。

⑤お客様からの苦情については、コンプライアンス室が担当となって適切な対応を行ない、営業店に対しては今後の未然防止のための研修を行なっております。

個人情報管理体制

当金庫はお客様からの信頼を第一と考え、「個人情報保護に関する基本方針（プライバシーポリシー)」を定め、個人情報の適切な保護と利用ならびに個人データの安全管理措置を図っております。

①個人情報の取扱いについて

「個人情報の保護に関する法律」「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」および「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」、その他個人情報等保護に関する関係諸法令を遵守するとともに、その継続的な改善に努めております。また、個人情報の機密性、正確性の確保に努めております。

②個人情報の安全な管理について

情報資産の保護に関する業務を管理、統括する情報セキュリティ統括部門とその責任者として情報セキュリティ担当役員を設置しています。また、このほか各部署長が個人情報保護責任者となり、情報セキュリティ担当者を任命し、情報資産保護施策に関する事務、規程、方針等の遵守状況監視、周知、意識啓蒙に務める体制となっております。

金融ＡＤＲ制度への対応

［苦情処理措置］

当金庫は、お客さまからの苦情のお申し出に公正かつ的確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ、パンフレット、ポスターで公表しています。

苦情は、当金庫営業日（９時～１７時）に営業店（電話番号は４ページ参照）または総務部（電話：０７６６－７４－４１０１）にお申し出ください。

［紛争解決措置］

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に上記総務部または全国しんきん相談所（９時～１７時、電話：０３－３５１７－５８２５）にお申し出があれば、富山県弁護士会（電話：０７６－４２１－４８１１）、金沢弁護士会（電話：０７６－２２１－０２４２）、福井弁護士会（電話：０７７６－２３－５２５５）、東京弁護士会（電話：０３－３５８１－００３１）、第一東京弁護士会（電話：０３－３５９５－８５８８）、第二東京弁護士会（電話：０３－３５８１－２２４９）の仲裁センター等にお取次ぎいたします。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。

なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には､お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法（現地調停）や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法（移管調停）があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ前記「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫総務部」にお尋ねください。

反社会的勢力対応の体制

当金庫では「法令等遵守に係る基本方針」に反社会的勢力の排除を掲げるとともに、次の方針を定めて不当要求の拒否、取引関係の遮断を実施する体制を備えております。

反社会的勢力に対する基本方針

１．当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。

２．当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。

３．当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。

４．当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。

５．当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

不正取引の防止

当金庫は、公正で適正な営業を行なうため、またお客様の大切な財産を不正行為から守るために、内部規程やマニュアルを定め、次の通り犯罪行為あるいは不正取引の防止に努めております。

①お客様とのお取引に対しては本人確認事務を徹底しております。

②キャッシュカードや通帳、印鑑の盗難や偽造などには、お客様の預金を守ることを第一とした対応をいたします。

③振込め詐欺や特殊詐欺等への防止に努め、またお客様に注意を呼び掛けます。

④不審な方や取引を見かけた際には、必要な確認作業をさせていただきます。

⑤インターネットバンキング取引において、ワンタイムパスワードによる認証方式の導入や不正操作防止用ソフトの無償配布など、不正取引防止に努めております。

マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策

当金庫は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策を重要な経営戦略の１つとして位置づけ、以下の通り金庫全体の態勢整備に取組み、業務を遂行してまいります。

マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策に係る基本方針

１．組織態勢

当金庫は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策に関して、経営陣の主体的かつ積極的な関与のもと、金庫内の役割を明確に定め、適切な措置を実施する態勢を整備します。

２．リスクの低減措置

当金庫は、リスクベースアプローチ（リスクを適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を行うこと）の考え方に則った適切な措置を講じます。

３．取引時の確認

当金庫は、取引時の確認について、適切な措置を実施する態勢を整備します。

４．資産凍結等経済制裁措置

当金庫は、制裁対象者に対する資産凍結等について、適切な措置を実施する態勢を整備します。

５．疑わしい取引の報告

当金庫は、疑わしい取引や顧客等について、当局に対して速やかに届け出る態勢を構築します。

６．役職員の研修

当金庫は、役職員のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策に関する知識、理解を深め、取引時確認や取引記録の作成などの顧客管理が適切に行われるよう、継続的な指導、研修を実施します。

７．遵守状況の点検

当金庫は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策の遵守状況について、定期的に内部監査を実施し、その結果を踏まえて、さらなる態勢の改善に努めます。

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組

１．中小企業の経営支援に関する取組み方針

当金庫は、昭和４年（１９２９年）の創業以来、法令等を遵守し、９０有余年の歴史を歩んでまいりました。この歴史を通じて脈々と受け継がれてきたのは、「地域の皆様とともに、地域社会の発展に貢献する」という理念です。この理念を基に、協同組織金融機関として社会的役割を全うすべく、地域の健全な事業を営む事業者及び個人に対して必要な資金を円滑に供給していくこと、ならびに地域の事業者の経営相談・経営指導及び経営改善に関するきめ細かな支援に取組むことが当金庫の最も重要な役割の一つであると認識し、中小企業経営力強化支援法の認定支援機関として以下のとおり積極的に取組んでまいります。

ライフステージに応じた取引先企業の支援

・創業や新事業の展開または成長段階でさらなる発展が見込まれる企業には、信金ネットワークによるビジネスマッチング、ビジネスフェアの開催により、販路拡大等をバックアップします。
・経営改善や事業再生が必要な企業には、認定支援機関として富山県中小企業再生支援協議会等の外部機関や中小企業専門機関あるいは外部専門家（中小企業診断士、税理士等）との連携により、実効性のある経営改善計画の策定やフォローアップに努めます。
・中小企業・小規模事業者の経営者の高齢化が急速に進行しており、後継者問題に悩む企業が多くなってきていることから、外部機関や提携Ｍ＆Ａ会社と連携し事業承継を支援します。

２．中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

当金庫は上記取組み方針を適切に実施するため、以下の態勢整備を図っております。

・各営業店に「ご返済相談窓口」を設置、また本部業務部に「経営改善支援チーム」を設置し、営業店と本部が連携しコンサルティング機能発揮に努めています。
・職員の目利き能力向上のため、外部研修への派遣、庫内研修や取引先企業への訪問研修を実施しています。
・取引先企業の経営改善や事業再生にあたっては、積極的に外部機関との連携を図っています。
・本部に企業サポート担当者を配置し、中小企業診断士と連携し取引先の課題解決を図る態勢としました。

３．中小企業の経営支援に関する取組み状況

・北陸地区信用金庫協会のしんきんビジネスフェア共同開催によるビジネスマッチングの実施
・本部経営改善支援チームと営業店の連携による経営改善支援先に対する計画のフォローアップ実施
・外部機関との連携による経営改善、事業再生支援
・地域プラットフォーム加盟による事業者の経営課題解決のための専門家派遣
・とやま中小企業チャレンジファンドへの出資による中小企業への助成支援
・ものづくり補助金等各種補助金の申請にかかる事業計画策定支援

４．地域の活性化に関する取組状況

Ｐ４３「地域貢献に関する事項」に詳細を記載しました。

当金庫の金融仲介機能の取組み実績

１．「経営者保証に関するガイドライン」への取組み

当金庫では、経営者保証に関するガイドラインの趣旨や内容を十分踏まえ、お客様からお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備しています。また、経営者保証の必要性については、お客様との丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

内　　容	元年度
新規に無保証で融資した件数	209 件
新規保証に占める経営者保証に依存しない融資の割合	16.81％
保証契約を解除した件数 （代表者の交代時において、旧経営者との保証契約を解除する一方、新経営者との保証契約を締結した件数を含む）	8 件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 （当金庫をメイン金融機関として実施したものに限る）	0 件

２．金融仲介機能のベンチマーク

これまで、中小企業の経営支援に関する事項については、「地域密着型金融の取組み」において具体的な施策とこれに対する実績を継続的に公表してまいりました。２０１６年９月に金融庁より「金融仲介機能のベンチマーク」が策定・公表されたことを受け、当金庫においても「地域密着型金融の取組み」をさらに発展させるため、このベンチマークを用いて金融仲介機能の発揮状況を客観的に評価することにより、これまで以上に、地域金融機関としての役割を果たしていきたいと考えています。

次頁以降に、共通ベンチマーク５項目、選択ベンチマーク５項目について、２０２０年３月（２０１９年度）、２０１９年３月（２０１８年度）を対比掲載いたしました。

金融仲介機能に関するベンチマーク

１．共通ベンチマーク

金融仲介機能	ベンチマーク		ベンチマーク（指標）の説明	平成31年3月基準						令和２年３月基準						補足説明
（1）取引先企業の経営改善や成長力の強化	1	金融機関がメインバンク（融資残高１位）として取引を行っている企業のうち、経営指標（売上・営業利益率・労働生産性等）の改善や就業者数の増加が見られた先数（先数はグループベース。以下断りがなければ同じ）、及び、同先に対する融資額の推移	メイン先数	411						367						・抽出先：事業性融資先 ・改善先：売上増加かつ営業利益率改善先、または、就業者数増加先 ・名寄先の区分については、親企業で判定
			メイン先の融資残高	103						97						
			経営指標等が改善した先数	110						89						
			（単位：億円）	31/3	30/3	29/3				2/3	31/3	30/3				
			経営指標等が改善した先に係る３年間の事業年度末の融資残高の推移	45	42	44				32	45	42				
（2）取引先企業の抜本的事業再生等による生産性の向上	2	金融機関が貸付条件の変更を行っている中小企業の経営改善計画の進捗状況	（単位：社）	条変総数	好調先	順調先	不調先			条変総数	好調先	順調先	不調先			売上達成率： （1. 好調 120%超 2. 順調 80 ～ 120% 3. 不調 80%未満）
			中小企業の条件変更先に係る経営改善計画の進捗状況	102	4	71	27			89	4	29	56			
	3	金融機関が関与した創業、第二創業の件数	金融機関が関与した創業件数　（単位：件）	6						5						
			金融機関が関与した第二創業件数　（単位：件）	0						0						
	4	ライフステージ別の与信先数（先数単体ベース）、及び、融資額	（単位：社、億円）	全与信先	創業期	成長期	安定期	低迷期	再生期	全与信先	創業期	成長期	安定期	低迷期	再生期	過去５期の売上高よりライフステージを区分 ・創業期：創業より５年まで ・成長期：売上高平均で直近２期分が過去５期分の 120%超 ・安定期：売上高平均で直近２期分が過去５期分の 120%～ 80% ・低迷期：売上高平均で直近２期分が過去５期分の 80%未満 ※判定不能先182先は計上していません。
			ライフステージ別の与信先数	503	26	19	172	11	93	474	27	11	182	16	89	
			ライフステージ別の与信先に係る事業年度末の融資残高	135	6	6	47	1	46	137	5	3	61	3	44	
（3）担保・保証依存の融資姿勢からの転換	5	金融機関が事業性評価に基づく融資を行っている与信先数及び融資額、及び、全与信先数及び融資額に占める割合（先数単体ベース）	（単位：社、億円、%）	先数	融資残高					先数	融資残高					
			事業性評価に基づく融資を行っている与信先数及び融資残高	33	26					40	28					
			上記計数の全与信先数及び当該与信先の融資残高に占める割合	6.6%	19.3%					8.4%	20.4%					

２．選択ベンチマーク

選択ベンチマーク項目		ベンチマーク（指標）の説明	基準日	提出指標等（イメージ）						補足説明
2	メイン取引（融資残高１位）先数の推移、及び、全取引先数に占める割合（先数単体ベース）	メイン取引（融資残高１位）先数の推移（社）	R 02 年 3 月	2/3	31/3	30/3	29/3			
				367	411	410	412			
		全取引先数（社）		474	503	520	512			
		全取引先数に占める割合（%）		77.4%	81.7%	78.8%	80.5%			
7	地元の中小企業与信先のうち、無担保与信先数､及び、無担保融資額の割合（先数単体ベース）	地元の中小企業融資における無担保融資先数（先数単体ベース）、及び無担保融資額の割合		地元中小与信先数①	地元中小向け融資残高②（億円）	無担保融資先数③	無担保融資残高④（億円）	③／①	④／②	・無担保与信先とは、与信先のうち一切の担保を取得していない先 ・地元中小与信先は富山県内中小企業与信先
			H 31 年 3 月	497	129	192	21	38.6%	16.3%	
			R 02 年 3 月	468	130	184	23	39.3%	17.7%	
10	中小企業向け融資のうち、信用保証協会保証付き融資額の割合、及び、100％保証付き融資額の割合	中小企業向け融資のうち、信用保証協会保証付き融資額の割合及び100%保証付き融資額の割合		中小向け融資残高①（億円）	保証協会付融資残高②（億円）	100%保証付融資残高③(億円)	②／①	③／①		
			H 31 年 3 月	129	10	3	7.8%	2.3%		
			R 02 年 3 月	130	11	3	8.5%	2.3%		
21	事業承継支援先数	事業承継支援先数（単位：社）	H 31 年 3 月	7						・事業承継支援の定義 自社株評価の実施、株式承継に関する一切の対策支援、事業承継に関する外部専門家の紹介、後継者への経営者保証に関するガイドラインの活用
			R 02 年 3 月	2						
42	REVIC､中小企業再生支援協議会の利用先数	REVIC、中小企業再生支援協議会の利用先数		ＲＥＶＩＣ	中小企業再生支援協議会					・利用先は、それぞれの支援が実行された先を計上。
			H 31 年 3 月	0	0					
			R 02 年 3 月	0	0					

自己資本の充実の状況等について

＜定性的な事項＞

■自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されております。

なお、当金庫の自己資本調達手段は普通出資（発行主体：当金庫）のみであり、コア資本に係る基礎項目の額に算入された額は、168 百万円となります。

■自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度につきましては、内部留保により自己資本を充実させ、国内基準の 4%を大きく上回り、経営の健全性、安全性を十分保っていると評価しております。また、将来の自己資本の充実策については、年度ごとの収益計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策としております。

■信用リスクに関する事項

・リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引先の経営状態の悪化により、貸出金等の元本や利息が回収困難となり、損失を被るリスクのことです。債務者の業況が変化した段階で経営改善計画に基づいて、適切な経営指導等により債務者の財務内容の改善に取組んでいます。貸出金の審査内容を充実させるため、融資事務取扱規程、不動産担保評価基準に基づいて厳正に与信判断が運営される体制をとっております。

大口与信先や問題債権与信先等の信用リスクについては、定義を定め、常勤理事会や理事会に報告・協議をする態勢をとっております。

信用コストである貸倒引当金は、「資産査定規程」及び「償却・引当基準書」に基づき、自己査定における債務者区分毎に算定しております。一般貸倒引当金に当たる正常先、要注意先、要管理先については、債務者区分毎の債権額にそれぞれ貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。また、個別貸倒引当金に関しては、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先ともに、優良担保等を除いた未保全額に対して個々の基準に基づき算出しております。なお、それぞれの結果については会計監査人の監査を受け適正に計上しております。

・リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク･ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の 4 つの機関を採用しております。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

㈱日本格付研究所（ＪCR）
㈱格付投資情報センター（R&Ｉ）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody’ｓ）
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービシズ（S&P）

■信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスク削減手法とは、信用リスク・アセット額の算出にあたり、信用リスクが低いと判断される資産について、定められた方法により削減額を資産から控除し、信用リスク・アセット額を軽減することができる手法です。当金庫では、融資の取上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業内容、経営者の資質等さまざまな角度から可否の判断を行っており、担保や保証による保全は、あくまで補完的な位置付けとして認識しております。したがって、担保又は保証に過度に依存しないような融資の運営姿勢に徹しております。ただし、与信審査の結果、担保や保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただく等、適切な取扱いに努めております。

当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続きについては、融資事務取扱規程や不動産担保評価基準に基づいて、適切な事務取扱いと適正な評価を行っております。

また、お客様が期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺を行う場合がありますが、各種契約書等に基づき、法的に有効である旨の確認の上、事前の通知や諸手続きを省略して払戻充当いたします。

なお、バーゼルⅢで定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自金庫預金積金、保証として政府保証、地方公共団体保証、有格付会社による保証等が該当します。そのうち、保証に関する信用度の評価としては、地方公共団体保証は政府保証と同様、有格付会社による保証は、適格格付機関が付与している格付により判定しております。

また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

■派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

該当ございません。

■証券化エクスポージャーに関する事項

該当ございません。

■オペレーショナル・リスクに関する項目

・リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナル・リスクとは、金融機関の業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であることまたは外生的な事象により損失を被るリスクをいいます。当金庫では「オペレーショナル・リスク管理方針・規程」に基づき、組織体制、管理の仕組みを整備するとともに、リスクの顕現化の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めています。

事務リスクについては、「事務リスク管理要領」に基づき、本部と営業店が一体となり、各種事務マニュアルの整備やその遵守に心掛け、日頃の事務指導や研修体制の強化、さらには牽制機能としての事務検証等に取り組み、事務能力の向上に努めております。

システム・リスクについては、「システム・リスク管理要領」に基づき、管理すべきリスクの所在・種類等を明確にし、定期的な点検検査、システム監査を実施し、安定した業務遂行ができるよう、多様化かつ複雑化するリスクに対して管理体制の強化に努めております。

その他リスクとしては、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスクがあり、当金庫では苦情相談窓口の設置による苦情に対する適切な対応、個人情報及び情報セキュリティ体制の整備、また各種リスク商品等に対する説明態勢の整備等、顧客保護の観点を重要視した管理態勢の整備に努めております。

・オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は、基礎的手法を採用しております。

■出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託に係るリスクの認識については、価格変動に伴う予想損失額を時価評価によるリスク計測によって把握するとともに、市場リスク管理部門やALM委員会において管理し、定期的に経営陣へ報告を行う等、適切なリスク管理に努めております。

また、非上場株式、子会社、政策投資株式、その他ベンチャー・ファンドまたは投資事業組合等への出資金に関しては、財務諸表や運用報告を基にした評価を適宜実施する等、内部規定に基づき適正な運用管理を行っており、その状況についても適宜、経営陣へ報告しております。

なお、当該取引に係る会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」等に従った、適切な処理を行っております。

■金利リスクに関する事項

・リスク管理の方針及び手続きの概要

(1) リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指します。

当金庫においては、金利リスクはとってはならないリスクではなく、収益を上げるために一定のリスクを引き受け、コントロールしていくものと認識しております。そのため定期的にリスク量の評価、計測を行い、自己資本に見合っているか等を適宜確認しております。定期的にALM委員会で協議検討し、経営陣へ報告を行う等、適切なリスク管理に努めております。

(2) リスク管理及びリスク削減の方針に関する説明

IRRBB、100BPVを用いることで、金利変化時の資本への影響を計測しています。影響が自己資本の一定範囲を超えることが想定される場合には、ALM委員会での検討後、常勤理事会に諮り対応を協議することとしております。

(3) 金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しALM委員会に報告しております。

(4) ヘッジ等金利リスクの削減手法（ヘッジ手段の会計上の取扱いを含む）に関する説明

当金庫では、ヘッジ取引を行っておりません。

・金利リスクの算定手法の概要

(1) 開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVE及びΔ NII 並びに当金庫がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する以下の事項

①流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は 1.25 年です。

②流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は 5 年です。

③流動性預金への満期の割当て方法（コア預金モデル等）及びその前提

流動性預金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

④固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提

金融庁が定める保守的な前提を使用しております。

⑤複数の通貨の集計方法及びその前提

単純合算しています。通貨間の相関は考慮していません。

⑥スプレッドに関する前提

スプレッド及びその変動は考慮していません。

⑦内部モデルの使用等、ΔEVE 及びΔ NII に重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用していません。

⑧前事業年度末の開示からの変動に関する説明

令和 2 年 3 月末より、固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約は金融庁が定める保守的な前提を使用しております。

⑨計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

当金庫の重要性テスト（ΔEVE ／自己資本の額）の結果は、自己資本の 20%を超えておりますが、金利リスク顕在時においても十分な自己資本額の余裕を確保しており、国内基準金融機関の最低所要自己資本額以上を維持するものと認識しております。

(2) 当金庫が、自己資本の充実度の評価、ストレス・テスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVE 及びΔ NII 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

①金利ショックに関する説明

当金庫では、国内金利 100BPV 上昇時の銀行勘定全体の金利リスク量により金利リスクを管理しております。

②金利リスク計測の前提及びその意味

統合的リスク管理では、100BPV で計測される銀行勘定の金利リスク量が配賦資本の範囲内に収まっているかどうかを月次でモニタリングしております。また、自己資本の充実度の評価やストレス・テストの実施にあたり、過去のストレス事象や、シナリオに基づく金利変動による影響等を定期的に検証しております。

経営の健全性をあらわす自己資本比率は 16.46% と引続き高い水準を堅持しました。

自己資本比率は、金融機関の経営の健全性や安全性を示す重要な指標のひとつです。

氷見伏木信用金庫の自己資本比率は国内基準である４％を大幅に（**4.11倍**）上回っており、経営体質の健全性が維持されていることを示しております。

当金庫の自己資本比率が高いのは、業容拡大の過程において、利益金の中から将来のために、着実に自己資本を積み上げてきた結果によるものです。

自己資本の構成に関する事項

（単位：百万円・％）

項　　目	2018年度	2019年度
コア資本に係る基礎項目　（1）		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	8,388	8,473
うち、出資金及び資金剰余金の額	168	168
うち、利益剰余金の額	8,225	8,310
うち、外部流出予定額（△）	5	4
うち、上記以外に該当するものの額	―	―
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	25	42
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	25	42
うち、適格引当金コア資本算入額	―	―
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	―	―
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	―	―
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45％に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	―	―
コア資本に係る基礎項目の額　（イ）	8,414	8,515
コア資本に係る調整項目　（2）		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	9	8
うち、のれんに係るものの額	―	―
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	9	8
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	―	―
適格引当金不足額	―	―
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	―	―
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	―	―

項　　目		2018年度	2019年度
前払年金費用の額		―	―
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額		―	―
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額		―	―
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額		―	―
信用金庫連合会の対象普通出資等の額		―	―
特定項目に係る10%基準超過額		―	―
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		―	―
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		―	―
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		―	―
特定項目に係る15%基準超過額		―	―
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		―	―
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		―	―
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		―	―
コア資本に係る調整項目の額	(ロ)	9	8
自己資本			
自己資本の額 ［（イ）－（ロ）］	(ハ)	8,404	8,507
リスク・アセット等　（3）			
信用リスク・アセットの額の合計額		41,231	49,759
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		△ 285	△ 285
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー		△ 285	△ 285
うち、上記以外に該当するものの額		―	―
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を８％で除して得た額		1,897	1,901
信用リスク・アセット調整額		―	―
オペレーショナル・リスク相当額調整額		―	―
リスク・アセット等の額の合計額	(ニ)	43,129	51,660
自己資本比率			
自己資本比率 ［（ハ）／（ニ）］		19.48%	16.46%

（注）自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第１項において準用する銀行法第14条の２の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。

＜定量的な事項＞

（１）自己資本の充実度に関する事項

（単位：百万円）

	2018年度		2019年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ．信用リスクアセット・所要自己資本の額合計	41,231	1,649	49,759	1,990
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	41,454	1,658	50,034	2,001
（ｉ）ソブリン向け	1,810	72	1,828	73
（ii）金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	6,071	242	6,359	254
（iii）法人等向け	13,909	556	19,054	762
（Ⅳ）中小企業等・個人向け	4,036	161	3,897	155
（Ⅴ）抵当権付住宅ローン	395	15	397	15
（Ⅵ）不動産取得等事業向け	299	11	273	10
（Ⅶ）３カ月以上延滞等	148	5	84	3
（Ⅷ）その他	14,784	591	18,138	725
②証券化エクスポージャー	―	―	―	―
③複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち､個々の資産の把握が困難な資産	―	―	―	―
④リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	56	2	10	0
ルック・スルー方式	56	2	10	0
マンデート方式	―	―	―	―
蓋然性方式（250%）	―	―	―	―
蓋然性方式（400%）	―	―	―	―
フォールバック方式（1250%）	―	―	―	―
⑤経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	―	―	―	―
⑥他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 285	△ 11	△ 285	△ 11
⑦ＣＶＡリスク相当額を8%で除して得た額	5	0	―	―
⑧中央清算機関関連エクスポージャー	0	0	―	―
ロ．オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	1,897	75	1,901	76
ハ．単体総所要自己資本額（イ＋ロ）	43,129	1,725	51,660	2,066

（注）１．所要自己資本の額＝リスク・アセット×4%
２．「ソブリン」とは、我が国の中央政府及び中央銀行、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府及び中央銀行、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行等のことです。
３．「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフバランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
４．「３カ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」（国際決済銀行等を除く）、「金融機関および第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
５．当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しています。

＜オペレーショナル・リスク相当額（基礎的手法）の算定方法＞

$$\frac{\text{粗利益（直近３年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近３年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$

６．単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×4%

（２）信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）

イ．信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

＜地域別・業種別・残存期間別＞

（単位：百万円）

エクスポージャー区分 / 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャーの期末残高						3ヵ月以上延滞エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債　券			
	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度
国内	84,483	89,719	23,780	23,701	28,105	31,444	471	326
国外	7,710	8,710	－	－	7,710	8,710	－	－
地域別合計	92,193	98,429	23,780	23,701	35,815	40,154	471	326
製造業	6,028	7,701	2,254	2,215	3,700	5,411	111	119
農業、林業	59	73	59	73	－	－	－	－
漁業	0	0	0	0	－	－	－	－
鉱業、採石業、砂利採取業	－	－	－	－	－	－	－	－
建設業	2,559	2,810	2,559	2,610	－	200	239	145
電気・ガス・熱供給・水道業	3,620	5,112	19	6	3,601	5,105	－	－
情報通信業	35	933	23	21	－	900	－	－
運輸業、郵便業	5,385	5,993	1,286	1,188	4,087	4,793	5	1
卸売業、小売業	4,362	4,238	2,462	2,438	1,899	1,799	33	20
金融業、保険業	45,048	47,687	298	296	14,221	15,721	－	－
不動産業	2,272	3,454	1,672	2,182	599	399	－	－
物品賃貸業	－	5	－	5	－	－	－	－
学術研究、専門・技術サービス業	44	56	44	56	－	－	－	－
宿泊業	597	619	597	619	－	－	－	－
飲食業	591	520	591	520	－	－	51	23
生活関連サービス業、娯楽業	694	830	694	630	－	200	－	－
教育、学習支援業	216	194	216	194	－	－	－	－
医療、福祉	1,245	1,289	1,245	1,289	－	－	－	－
その他のサービス業	532	488	520	476	－	－	1	－
国・地方公共団体等	10,506	8,057	2,800	2,435	7,705	5,622	－	－
個人	6,434	6,437	6,434	6,437	－	－	29	15
その他	1,958	1,923	－	－	－	－	－	－
業種別合計	92,193	98,429	23,780	23,701	35,815	40,154	471	326
１年以下	26,213	38,325	4,253	3,913	2,699	3,499		
１年超３年以下	18,204	4,933	1,654	1,950	6,799	2,899		
３年超５年以下	3,461	4,059	2,376	2,992	1,000	1,003		
５年超７年以下	3,941	5,947	3,497	3,300	403	2,609		
７年超１０年以下	9,296	11,173	3,149	2,793	6,125	8,373		
１０年超	24,995	26,784	8,726	8,641	16,187	18,068		
期間の定めのないもの	6,080	7,205	123	109	2,600	3,700		
残存期間別合計	92,193	98,429	23,780	23,701	35,815	40,154		

（注）１．オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く
２．「3ヵ月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
３．上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、固定資産等が含まれます。
４．ＣＶＡリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
５．業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ．一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

（単位：百万円）

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2018年度	34	25	－	34	25
	2019年度	25	42	－	25	42
個別貸倒引当金	2018年度	626	565	12	614	565
	2019年度	565	546	28	536	546
合　計	2018年度	661	591	12	649	591
	2019年度	591	588	28	562	588

ハ．業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

2018年度　（単位：百万円）

	個別貸倒引当金		貸出金償却
	当期増加額	期末残高	
製造業	6	114	－
農業、林業	－	－	－
漁業	－	－	－
鉱業、採石業、砂利採取業	－	－	－
建設業	△ 50	115	－
電気・ガス・熱供給・水道業	－	－	－
情報通信業	－	－	－
運輸業、郵便業	0	0	－
卸売業、小売業	0	35	－
金融業、保険業	－	－	－
不動産業	△ 6	29	－
物品賃貸業	－	－	－
学術研究、専門・技術サービス業	－	－	－
宿泊業	0	22	－
飲食業	0	39	－
生活関連サービス業、娯楽業	1	51	－
教育、学習支援業	－	－	－
医療、福祉	△ 11	59	－
その他のサービス	0	42	－
国・地方公共団体	－	－	－
個人	0	53	0
合　計	△ 61	565	0

2019年度　（単位：百万円）

	個別貸倒引当金		貸出金償却
	当期増加額	期末残高	
製造業	2	117	－
農業、林業	－	－	－
漁業	－	－	－
鉱業、採石業、砂利採取業	－	－	－
建設業	△ 23	91	－
電気・ガス・熱供給・水道業	－	－	－
情報通信業	－	－	－
運輸業、郵便業	0	－	－
卸売業、小売業	△ 9	26	－
金融業、保険業	－	－	－
不動産業	39	68	－
物品賃貸業	－	－	－
学術研究、専門・技術サービス業	－	－	－
宿泊業	0	22	－
飲食業	△ 15	23	－
生活関連サービス業、娯楽業	0	51	－
教育、学習支援業	－	－	－
医療、福祉	2	62	－
その他のサービス	2	44	－
国・地方公共団体	－	－	－
個人	△ 15	38	－
合　計	△ 18	546	－

（注）1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ニ．リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

（単位：百万円）

告示で定める リスク・ウェイト区分（%）	エクスポージャーの額			
	2018年度		2019年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	―	13,290	―	9,954
10%	―	4,885	―	5,565
20%	2,503	37,405	2,302	38,659
35%	―	1,166	―	1,166
50%	9,606	321	11,782	286
75%	―	4,245	―	4,008
100%	1,900	12,765	5,930	13,743
150%	―	73	―	12
250%	―	4,029	―	5,016
1,250%	―	―	―	―
その他	―	―	―	―
合　　計	14,010	78,183	20,015	78,413

（注）1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、ＣＶＡリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

（３）信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

（単位：百万円）

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保　　証		クレジット・デリバティブ	
	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	401	393	2,328	2,498	―	―

（注）当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

（４）派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ございません。

（５）証券化エクスポージャーに関する事項

該当ございません。

（６）出資等エクスポージャーに関する事項

イ．貸借対照表計上額及び時価

（単位：百万円）

区分	2018年度		2019年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	35	35	26	26
非上場株式等	486	486	510	510
合　　計	521	521	536	536

ロ．出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

（単位：百万円）

	2018年度	2019年度
売却益	0	0
売却損	－	－
償却	－	－

ハ．貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

（単位：百万円）

	2018年度	2019年度
評価損益	24	15

ニ．貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

（単位：百万円）

	2018年度	2019年度
評価損益	－	－

（7）リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

（単位：百万円）

	2018年度	2019年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	4,674	800
マンデート方式を適用するエクスポージャー	－	－
蓋然性方式（250%）を適用するエクスポージャー	－	－
蓋然性方式（400%）を適用するエクスポージャー	－	－
フォールバック方式（1250%）を適用するエクスポージャー	－	－

（8）金利リスクに関する事項

（単位：百万円）

IRRBB 1：金利リスク					
項番		ΔEVE		ΔNII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	3,396	3,588	46	
2	下方パラレルシフト	0	0	12	
3	スティープ化	2,582	3,074		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大化	3,396	3,588	46	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	8,507		8,404	

（注）1．金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な事項」の項目に記載しております。
2．令和2年3月末より、固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提が変更になりました。このため、当期末と前期末のΔEVEの差異が金利リスク量の増減を示すものではありません。
3．「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号（2019年2月18日による改正を受け、2020年3月末からΔNIIを開示することとなりました。このため、開示初年度につき、当期末分のみを開示しております。

５．金庫の直近の２事業年度における財産の状況

■貸借対照表

（単位：百万円）

資産	金額	
	2018 年度	2019 年度
現金	1,057	1,100
預け金	30,146	31,285
買入金銭債権	251	191
有価証券	42,546	43,411
国債	7,614	5,339
地方債	1,122	1,106
社債	21,395	26,330
株式	135	126
その他の証券	12,278	10,508
貸出金	23,752	23,675
割引手形	471	310
手形貸付	1,982	2,033
証書貸付	20,372	20,353
当座貸越	926	978
その他資産	558	546
未決済為替貸	24	19
信金中金出資金	382	382
前払費用	0	1
未収収益	135	140
その他の資産	15	2
有形固定資産	453	433
建物	76	68
土地	318	318
その他の有形固定資産	58	46
無形固定資産	9	8
ソフトウェア	6	5
その他の無形固定資産	2	2
債務保証見返	16	16
貸倒引当金	△ 591	△ 588
（うち個別貸倒引当金）	（△ 565）	（△ 546）
資産の部合計	98,199	100,078

（単位：百万円）

負債	金額	
	2018 年度	2019 年度
預金積金	84,569	86,559
当座預金	1,246	1,040
普通預金	28,667	30,265
貯蓄預金	184	199
定期預金	51,346	51,926
定期積金	2,855	2,655
その他の預金	267	472
借用金	2,800	3,119
その他負債	104	85
未決済為替借	37	12
未払費用	24	18
給付補填備金	2	2
未払法人税等	19	32
前受収益	12	14
払戻未済金	0	0
その他の負債	6	5
賞与引当金	23	23
退職給付引当金	342	305
役員退職慰労引当金	29	37
睡眠預金払戻損失引当金	6	8
偶発損失引当金	1	13
繰延税金負債	507	375
債務保証	16	16
負債の部合計	88,401	90,545
（純資産の部）		
出資金	168	168
普通出資金	168	168
利益剰余金	8,225	8,310
利益準備金	168	168
その他利益剰余金	8,057	8,142
特別積立金	7,400	7,400
（経営基盤強化積立金）	850	850
当期未処分剰余金	657	742
会員勘定合計	8,393	8,478
その他有価証券評価差額金	1,404	1,054
評価・換算差額等合計	1,404	1,054
純資産の部合計	9,798	9,533
負債及び純資産の部合計	98,199	100,078

注１．記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

２．有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

３．有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成 10 年４月１日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成 28 年４月１日以後に取得した建物付属設備及び構築物については定額法）を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建　物　　８年～３９年
その他　　３年～２０年

４．無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（５年）に基づいて償却しております。

５．外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

６．貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
上記以外の債権については、主として今後１年間の予想損失額又は今後３年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、１年間又は３年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店（営業関連部署）が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査室（資産監査部署）が査定結果を監査しております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 360 百万円であります。

７．賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

８．退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、企業会計基準適用指針第 25 号「退職給付に関する会計基準の適用指針」（平成 27 年 3 月 26 日）に定める簡便法（退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、当事業年度末における必要額を計上しております。
また当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
①　制度全体の積立状況に関する事項（平成 31 年 3 月 31 日現在）

年金資産の額	1,650,650 百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	1,782,453 百万円
差引額	△ 131,803 百万円

②　制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合　　0.0640%　　（平成 31 年 3 月 31 日現在）
③　補足説明
上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高 180,752 百万円及び別途積立金 48,949 百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間 19 年 0 ヶ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金 11 百万円を費用処理しております。
なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

９．役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

１０．睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。

１１．偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

１２．消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

１３．理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 80 百万円

１４．有形固定資産の減価償却累計額　1,102 百万円

１５．有形固定資産の圧縮記帳額　2 百万円

１６．貸出金のうち、破綻先債権額は 93 百万円、延滞債権額は 1,206 百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息

の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第１項第３号のイからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。
　また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

１７．貸出金のうち、３カ月以上延滞債権額はありません。
　なお、３カ月以上延滞債権額とは、元本又は利息の支払いが、約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

１８．貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は21百万円であります。
　なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び３カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

１９．破綻先債権額、延滞債権額、３カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,321百万円であります。
　なお、１６．から１９．に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

２０．手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は310百万円であります。

２１．担保に供している資産は次の通りであります。
　担保に供している資産
　　預け金　　5,600百万円
　担保資産に対応する債務
　　借用金　　3,119百万円
　上記のほか、日本銀行歳入代理店契約、為替決済取引の担保として、有価証券343百万円、預け金2,000百万円を差し入れております。

２２．出資１口当たりの純資産額2,836円32銭

２３．金融商品の状況に関する事項
(1) 金融商品に対する取組方針
　当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。
　このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク
　当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。
　また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。
　これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
　一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
　また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制
　① 信用リスクの管理
　　当金庫は、融資事務取扱規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。
　　これらの与信管理は、各営業店のほか業務部により行われ、また、定期的にALM委員会や理事会等を開催し、審議・報告を行っております。
　　さらに、与信管理の状況については、監査室がチェックしております。
　　有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総務部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

　② 市場リスクの管理
　（ｉ）金利リスクの管理
　　当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。
　　ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会等において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には総務部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで理事会等に報告しております。

（ⅱ）為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。

（ⅲ）価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM 委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、有価証券運用規程に従い行われております。

このうち、総務部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

総務部で保有している株式の一部は、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

これらの情報は総務部を通じ、理事会及び ALM 委員会において定期的に報告されております。

（ⅳ）市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」、「借用金」であります。

当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、信用金庫法施行規則第 132 条第 1 項第 5 号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成 26 年金融庁告示第 8 号）において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた経済価値の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を固定金利群と変動金利群に分けて、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当該事業年度末において、上方パラレルシフト（指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合 1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる）が生じた場合、対象となる金融商品の経済価値は、3,396 百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALM を通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち貸出金・預け金および借用金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

２４．金融商品の時価等に関する事項

令和２年３月 31 日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の算定方法については（注１）参照）。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（(注２）参照）。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預け金	31,285	31,327	42
(2) 有価証券	43,284	43,137	△ 146
満期保有目的の債券	4,209	4,062	△ 146
その他有価証券	39,074	39,074	－
(3) 貸出金	23,675		
貸倒引当金（＊１）	△ 588		
	23,086	23,459	373
金融資産計	97,655	97,924	268
(1) 預金積金	86,559	86,581	22
(2) 借用金	3,119	3,139	20
金融負債計	89,678	89,721	42

（＊１）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（注１）金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、市場金利（LIBOR、SWAP）で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価額によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については２５．から２６．に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

①破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。）

②①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利（LIBOR、SWAP）で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(2) 借用金

借用金については固定金利であることから、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額を市場金利（LIBOR、SWAP）で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

（単位：百万円）

区　分	貸借対照表計上額
非上場株式（＊１）	99
その他の証券（＊２）	27
合　　計	126

（＊１）非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

（＊２）その他の証券は、投資事業有限責任組合出資等であり、その組合財産は、時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているため、時価開示の対象としておりません。

２５．有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、２６．まで同様であります。

満期保有目的の債券　　（単位：百万円）

	種　類	貸借対照表計上額	時　価	差　額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	その他	1,609	1,734	125
	小　計	1,609	1,734	125
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	その他	2,600	2,327	△ 272
	小　計	2,600	2,327	△ 272
合　　計		4,209	4,062	△ 146

その他有価証券　　（単位：百万円）

	種　類	貸借対照表計上額	取得原価	差　額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株　式	26	11	15
	債　券	23,167	21,612	1,554
	国　債	5,339	4,617	721
	地方債	1,106	1,004	102
	社　債	16,721	15,990	730
	その他	3,964	3,749	214
	小　計	27,158	25,373	1,784
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	債　券	9,609	9,831	△ 222
	社　債	9,609	9,831	△ 222
	その他	2,307	2,422	△ 115
	小　計	11,916	12,254	△ 338
合　計		39,074	37,628	1,446

２６．当事業年度中に売却したその他有価証券　　（単位：百万円）

	売　却　額	売却益の合計額	売却損の合計額
債　券	3,604	117	0
国　債	2,194	111	－
社　債	1,410	5	0
その他	4,317	39	154
合　計	7,921	156	154

２７．当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、6,299 百万円であります。このうち契約残存期間が１年以内のものが 1,842 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

２８．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
減価償却超過額	22 百万円
貸倒引当金	192 百万円
退職給付引当金	82 百万円
賞与引当金	6 百万円
その他	20 百万円
繰延税金資産小計	325 百万円
評価性引当額	△ 308 百万円
繰延税金資産合計	16 百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	392 百万円
繰延税金負債合計	392 百万円
繰延税金負債の純額	375 百万円

■損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額 2018年度	金額 2019年度
経常収益	1,123	1,201
資金運用収益	962	946
貸出金利息	359	345
預け金利息	36	37
有価証券利息配当金	555	552
その他の受入利息	10	10
役務取引等収益	81	79
受入為替手数料	46	45
その他の役務収益	34	34
その他業務収益	12	172
外国為替売買益	0	－
国債等債券売却益	11	156
その他の業務収益	1	16
その他経常収益	67	2
貸倒引当金戻入益	58	－
償却債権取立益	3	1
株式等売却益	0	0
その他の経常収益	4	0
経常費用	916	1,076
資金調達費用	26	24
預金利息	19	17
給付補填備金繰入額	1	1
借用金利息	5	5
役務取引等費用	76	75
支払為替手数料	20	19
その他の役務費用	56	55
その他業務費用	0	154
外国為替売買損	－	0
国債等債券売却損	0	154
その他の業務費用	5	－
経費	805	780
人件費	497	479
物件費	300	292
税金	8	8

（単位：百万円）

科目	金額 2018年度	金額 2019年度
その他経常費用	7	41
貸倒引当金繰入額	－	26
貸出金償却	0	－
その他の経常費用	6	14
経常利益	207	125
特別損失	1	1
固定資産処分損	1	1
税引前当期純利益	205	124
法人税、住民税及び事業税	0	22
法人税等調整額	53	12
当期純利益	151	90
繰越金（当期首残高）	506	652
当期未処分剰余金	657	742

（注）1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 出資１口当たり当期純利益金額　26円78銭

■剰余金処分計算書

（単位：百万円）

科目	金額 2018年度	金額 2019年度
当期未処分剰余金	657	742
繰越金（当期首残高）	506	652
当期純利益	151	90
剰余金処分額	5	4
出資に対する配当金	5	4
繰越金（当期末残高）	652	737

■会計監査人による監査

2018年度、2019年度の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の２第３項の規定に基づき、河村拓栄公認会計士の監査を受けております。

■財務諸表の適正性、及び財務諸表の作成に係る内部監査の有効性の確認

財務諸表の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性の確認書

２０１９年度における貸借対照表、損益計算書並び剰余金処分計算書（以下、「財務諸表」という。）の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

２０２０年６月２２日

氷見伏木信用金庫

理事長　藤井　隆

６．リスク管理債権・金融再生法開示債権の状況

（１）リスク管理債権に対する担保・保証及び引当金の引当・保全状況

①破綻先債権・延滞債権に対する担保・保証及び引当金の引当・保全状況

（単位：百万円）

区　　分	2018 年度	2019 年度
破綻先債権額（A）	171	93
延滞債権額　（B）	1,265	1,206
合計（C）＝（A）＋（B）	1,436	1,299
担保・保証額（D）	778	646
回収に懸念がある債権額（E）＝（C）－（D）	657	653
個別貸倒引当金（F）	565	546
同引当率（G）＝（F）／（E）　　（%）	85.90 %	83.72 %

②３ヶ月以上延滞債権・貸出条件緩和債権に対する担保・保証及び引当金の引当状況

（単位：百万円）

区　　分	2018 年度	2019 年度
３ヶ月以上延滞債権額（H）	0	－
貸出条件緩和債権額　（Ｉ）	22	21
合計（Ｊ）＝（H）＋（Ｉ）	22	21
担保・保証額（K）	0	－
回収に管理を要する債権額（Ｌ）＝（Ｊ）－（K）	22	21
貸倒引当金（M）	3	1
同引当率（N）＝（M）／（Ｌ）　　（%）	14.24 %	7.93 %

③リスク管理債権の合計額

（単位：百万円）

	2018 年度	2019 年度
（C）＋（Ｊ）	1,459	1,321

（注）１．「破綻先債権」（A）とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（未収利息不計上貸出金）のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。

①更生手続開始の申立てがあった債務者
②再生手続開始の申立てがあった債務者
③破産手続開始の申立てがあった債務者
④特別清算開始の申立てがあった債務者
⑤手形交換所等による取引停止処分を受けた債務者

２．「延滞債権」（B）とは、未収利息不計上貸出金のうち次の２つを除いた貸出金です。

①上記「破綻先債権」に該当する貸出金
②債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金

３．「３ヶ月以上延滞債権」（H）とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３ヶ月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。

４．「貸出条件緩和債権」（Ｉ）とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び３ヶ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。

５．なお、これらの開示額（A、B、H、Ｉ）は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。

６．「担保・保証額」（D、K）は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。

７．「個別貸倒引当金」（F）は、貸借対照表上の個別貸倒引当金の額のうち、破綻先債権額（A）・延滞債権額（B）に対して個別に引当計上した額の合計額です。

８．「貸倒引当金」（M）には、貸借対照表上の一般貸倒引当金の額のうち、３ヶ月以上延滞債権額（H）・貸出条件緩和債権額（Ｉ）に対して引当てた額を記載しております。

（２）金融再生法開示債権の状況

①金融再生法開示債権

（単位：百万円）

	2018 年度	2019 年度
破産更正債権及びこれらに準ずる債権	554	392
危険債権	882	907
要管理債権	22	21
正常債権	22, 320	22, 379
合　　計	23, 780	23, 701

（注）1.「破産更正債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2.「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3.「要管理債権」とは、「3 カ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。
4.「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更正債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。

②金融再生法開示債権保全状況

（単位：百万円）

	2018 年度	2019 年度
金融再生法上の不良債権（A）	1, 459	1, 321
破産更正債権及びこれらに準ずる債権	554	392
危険債権	882	907
要管理債権	22	21
保全額（B）	1, 347	1, 195
貸倒引当金（C）	568	548
担保・保証等（D）	778	646
保全率（B）／（A）　（%）	92. 29 %	90. 44 %
担保・保証等控除後債権に対する引当率（C）／（(A) －（D)）（%）	83. 48 %	81. 28 %

（注）貸倒引当金は個別貸倒引当金及び要管理債権に対して計上している一般貸倒引当金の合計額です。

7．その他の開示資料

■有価証券の取得価格又は時価及び評価損益

売買目的有価証券

該当する残高はありません。

満期保有目的の債券で時価のあるもの

（単位：百万円）

		2018 年度			2019 年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	その他	2, 109	2, 299	190	1, 609	1, 734	125
	小　計	2, 109	2, 299	190	1, 609	1, 734	125
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	その他	2, 600	2, 478	△ 121	2, 600	2, 327	△ 272
	小　計	2, 600	2, 478	△ 121	2, 600	2, 327	△ 272
合　　計		4, 709	4, 778	69	4, 209	4, 062	△ 146

（注）1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券です。
3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表に含めておりません。

その他有価証券で時価のあるもの

（単位：百万円）

		2018 年度			2019 年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	35	11	24	26	11	15
	債券	29, 832	27, 805	2, 027	23, 167	21, 612	1, 554
	国債	7, 614	6, 700	913	5, 339	4, 617	721
	地方債	1, 122	1, 004	117	1, 106	1, 004	102
	社債	21, 096	20, 099	996	16, 721	15, 990	730
	その他	3, 355	3, 201	154	3, 964	3, 749	214
	小計	33, 224	31, 017	2, 206	27, 158	25, 373	1, 784
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	債券	299	300	0	9, 609	9, 831	△ 222
	社債	299	300	0	9, 609	9, 831	△ 222
	その他	4, 209	4, 474	△ 265	2, 307	2, 422	△ 115
	小計	4, 509	4, 774	△ 265	11, 916	12, 254	△ 338
合　　計		37, 733	35, 792	1, 941	39, 074	37, 628	1, 446

（注）1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券および投資信託等です。
3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表に含めておりません。

子会社・子法人等株式および関連法人等株式

子会社・子法人等株式および関連法人等はありません。

時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

（単位：百万円）

	2018 年度	2019 年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非　上　場　株　式	99	99
そ　の　他　の　証　券	3	27
合　　計	103	126

■金銭の信託

該当する残高はございません。

■規則第 102 条第 1 項第 5 号に掲げる取引

該当する残高はございません。

■貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

本誌２９ページに掲載しております。

■貸出金償却の額

（単位：百万円）

	2018 年度	2019 年度
貸出金償却額	0	―

■報酬体系について

１．対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1)　報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払に関して、その決定方法を規程で定めております。

(2)　2019 年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

区　　分	支払総額
対象役員に対する報酬等	43 百万円

（注）１．対象役員に該当する理事は 4 名、監事は 1 名です。

２．上記の内訳は、「基本報酬」32 百万円、「賞与」3 百万円、「退職慰労金」7 百万円となっております。なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額（過年度に繰り入れた引当金分を除く）です。「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金（過年度に繰り入れた引当金分を除く）と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

３．使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3)　その他

「信用金庫法施行規則第 132 条第 1 項第 6 号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成 24 年 3 月 29 日付金融庁告示第 22 号）第 2 条第 1 項第 3 号及び第 4 号及び第 6 号に該当する事項はありませんでした。

２．対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重大な影響を与える者をいいます。なお、2019 年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

（注）１．対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

２．「同等額」は、2019 年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

３．2019 年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

8．地域貢献に関する事項

■地域貢献に関する情報開示

氷見伏木信用金庫と地域社会
～地域のベストパートナー～

○当金庫の地域経済活性化への取組みについて

当金庫は、氷見・伏木地域を中心に富山県全域を事業区域として、地元の中小企業者や住民が会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の金融機関です。

地元のお客様からお預かりした大切な資金（預金積金）は、地元で資金を必要とするお客様に融資を行って、事業や生活の繁栄のお手伝いをするとともに、地域社会の一員として地元の中小企業者や住民との強い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的発展に努めております。また、金融機能の提供にとどまらず、文化、環境、教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでおります。

※計数は令和２年３月末現在

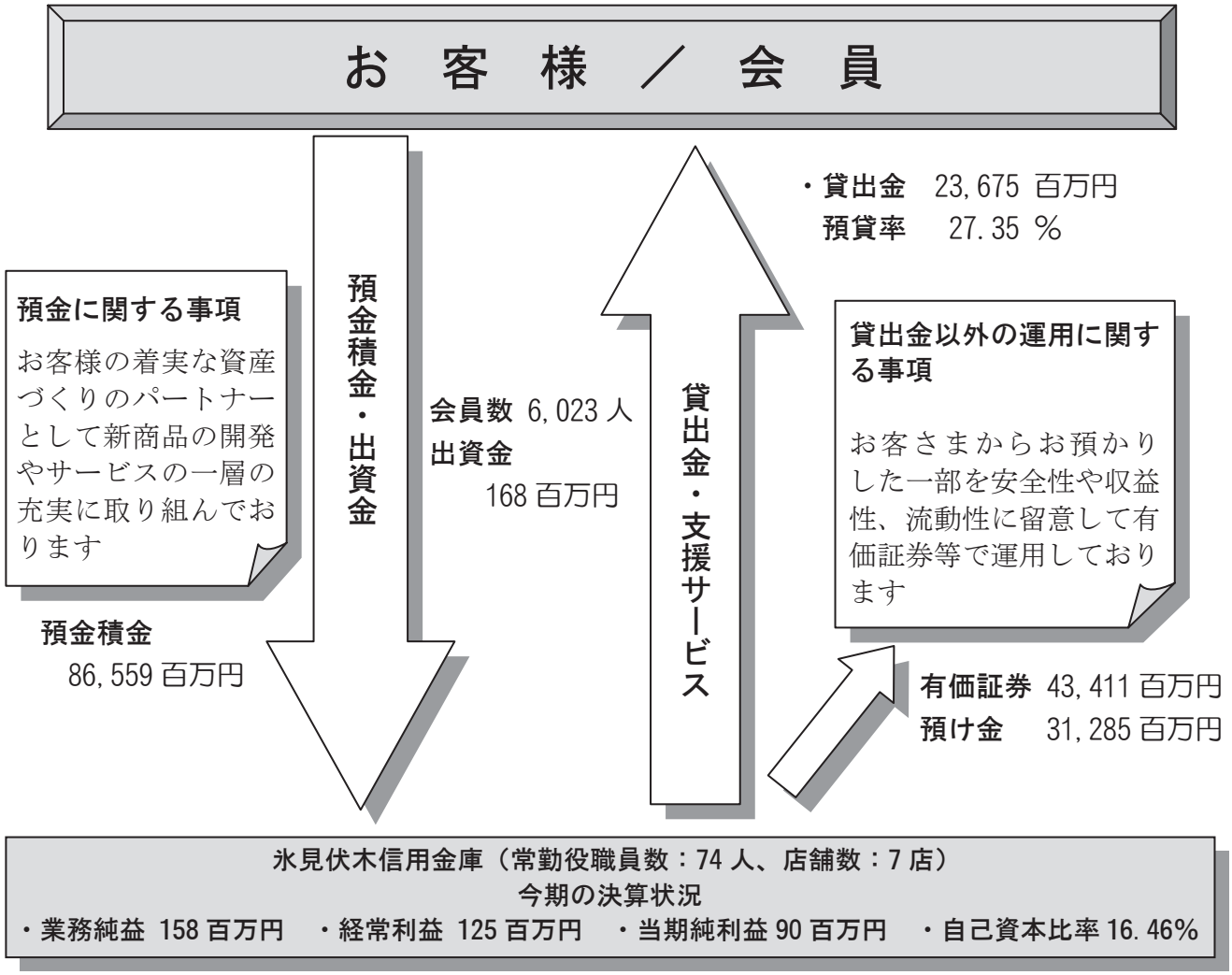

お取引先への支援等に関する事項

「地域でお預かりしたご預金は、地域の多くの皆様にご融資する」という姿勢を貫き、お客さまの立場に立った健全な資金提供を心がけております。また、北陸地区信用金庫協会主催のしんきんビジネスフェアに参加し、出展企業および個別商談会発注側企業のマッチングの橋渡し等も行っております。

・個人のお客さま　7,451 百万円
　住宅ローン　5,676 百万円
　個人ローン　1,021 百万円
　カードローン　393 百万円
　その他　361 百万円

・事業者のお客さま　13,788 百万円
　運転資金　8,151 百万円
　設備資金　5,637 百万円

・地方公共団体　2,435 百万円

環境保全推進への応援

□　環境配慮のエコ商品としてエコカーローン・エコ住宅ローンを取扱っております。

□　環境にやさしい素材を使用した通帳・証書を使用しております。

地域とのつながり（文化的・社会的貢献活動）

当金庫は、つねに地域のみなさまとの“ ふれあい ”を大切にしております

友の会

各店には、地域のみなさまとの「友の会」があり、いろいろなイベント、旅行を通じてお客様同士、お客様と金庫との親睦を深めております。

**年　金
友の会**

各店には、年金受給者の方の親睦会「年金友の会」があり、毎年、旅行、芸能鑑賞など活発な活動が行われております。

□　ロビー展の開催

・　営業店のロビーを開放して、絵手紙・絵画・写真・書・および工芸品など、地域の皆さまの自信作の展示を随時開催しております。

□　氷見市民議会に参加

・　氷見市において開催された市民議会に市民議会議員として参加しました。

□　環境保護への貢献

・　当金庫の創立記念日の８月下旬に「ふれあい清掃活動」として、氷見松田江浜を清掃し、地域の環境保護に協力しております。

・　定期的に行われる「伏木ふれあいの杜」の除草・環境整備活動に参加し、地域の環境保護に協力しております。

90周年記念講演会・祝賀会のご報告

～記念講演会～

開催日時：令和元年 11 月 5 日（火）
午後５時より
開催場所：いきいき元気館３階 大ホール

～記念祝賀会～

開催日時：令和元年 11 月 5 日（火）
午後７時より
開催場所：うみあかり

常務理事
垣内　貴裕

氷見伏木信用金庫は、令和元年８月 29 日をもちまして創立90周年を迎えることができ、11月5日には90周年記念式典を開催いたしました。式典では智辯和歌山高校名誉監督高嶋仁監督のご講演に、氷見高校、伏木高校の野球部の皆さんをお招きするなど、多くの方のご出席を賜りました。これも偏に創立以来､永年にわたりご愛顧いただきましたお取引先、会員、総代の皆様をはじめ、地域の皆様、関係各位の長年にわたるご支援、ご協力の賜物であり、90周年を機にあらためて深く感謝申し上げる次第でございます。

昭和56年12月１日に旧氷見信用金庫と旧伏木信用金庫が合併し、新生氷見伏木信用金庫が誕生いたしました。合併時の預金量は 280 億円でしたが、平成31年３月31日現在 845 億円と着実に業容の拡大をはかってまいりました。また、経営の健全性と安全性を示す自己資本比率は、19.48％と極めて高い自己資本比率を確保しております。これは堅実経営を旨とし、先人たちの努力と、お取引先の皆様のご協力の賜物であります。

氷見伏木信用金庫は、地域社会との「共存共栄」、地域からの「信頼」・「信用」、・「地域金融機関」としての積極的かつ堅実な経営健全経営の維持を経営理念として、地域金融機関としての存在意義を確実なものにしていきたいと念願しているところであります。

これから始まる新たな時代に向け、経営基盤の拡充と自己資本の充実に努め「なくてはならない信用金庫」をめざし、役職員一丸となって全力を傾注する所存ですので、これまで以上のご厚宜、ご指導をたまわりますようお願い申し上げます。

智辯和歌山高校野球部名誉監督高嶋仁氏に「相手の心を動かす人間力　高校野球とわが人生」と題してご講演をいただきました。

氷見高校・伏木高校野球部に激励品を贈呈いたしました。

祝賀会では、氷見市を中心にご活躍中のアコースティック・ボーイズと伏木の湊町花山車はやし保存会の方にアトラクションをご披露いただきました。

□　ＪＲ氷見線存続に向けた支援活動について

「ＪＲ氷見線応援委員会」は、氷見市、高岡市、両市商工会議所や両市観光協会等が中心となり、慢性的な赤字路線であるＪＲ氷見線の存続に向け、市民のマイレール意識の高揚や利用客増加等の目的のため設立されました。

同路線は、氷見伏木信用金庫の営業エリア内を縦断する地域住民の重要な移動手段であり、沿線に拠点を構える地域金融機関として地域活性化のため、『ＪＲ氷見線応援定期預金』の販売を通じて、同委員会の活動を支援しています。

ＪＲ氷見線応援定期預金のチラシ

◇『ＪＲ氷見線応援定期預金』について

＜商品概要＞

○当金庫は募集総額の０．０１５％を「ＪＲ氷見線応援委員会」に寄付します。

＜令和元年度の販売実績＞

第七回　募集期間　令和元年６月３日～７月３１日　募集総額　２０億円

＜販売結果＞

○地元のＪＲ氷見線を応援するといった商品性にお客さまから賛同を得られ、いずれも完売することができました。

○令和元年度は、第七回募集期間の募集総額２０億円に対する　０．０１５％　に相当する３００，０００円を「ＪＲ氷見線応援委員会」に寄付しました。これにより、これまで氷見伏木信用金庫を通じて行われた寄付金累計額は６，５３５，９２９円となりました。

令和元年８月 14 日
ＪＲ氷見線応援委員会へ寄付目録を贈呈いたしました。

□　氷見市「ぶり奨学プログラム」の取り組み支援について

「ぶり奨学プログラム」とは、氷見市で育った子どもたちが更なる成長のために進学し、氷見市に戻ってふるさとの未来のために活躍できるよう支援する６つの取り組みです。当金庫は「ぶり奨学ローン」、「ぶり奨学定期預金」の発売を通じて、ぶり奨学プログラムの支援をしています。

ぶり奨学ローン

特徴 … 在学期間中は、毎月定額の45,000円を奨学金形式で融資し、子供の口座へ自動送金します。大学卒業後10年以内に氷見市に戻って居住する等、氷見市の提示する一定の条件を満たせば、返済にかかる利子や元金が「ぶり奨学助成制度」により助成されます。

ぶり奨学定期預金

特徴 … 氷見市の「ぶり奨学プログラム」の支援を目的とした定期預金で、通常の定期預金金利より金利上乗せをしたお得な定期預金です。募集額の0.01％相当を氷見市に寄附します。

９．総代会に関する事項

（１）総代会の仕組み

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、１人１票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では、会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランス等に配慮し、選任区域ごとに総代候補者を選考する選考委員会を設け、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

さらに、当金庫では、総代会に限定することなく、総代懇談会を実施するなど、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取組んでおります。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。

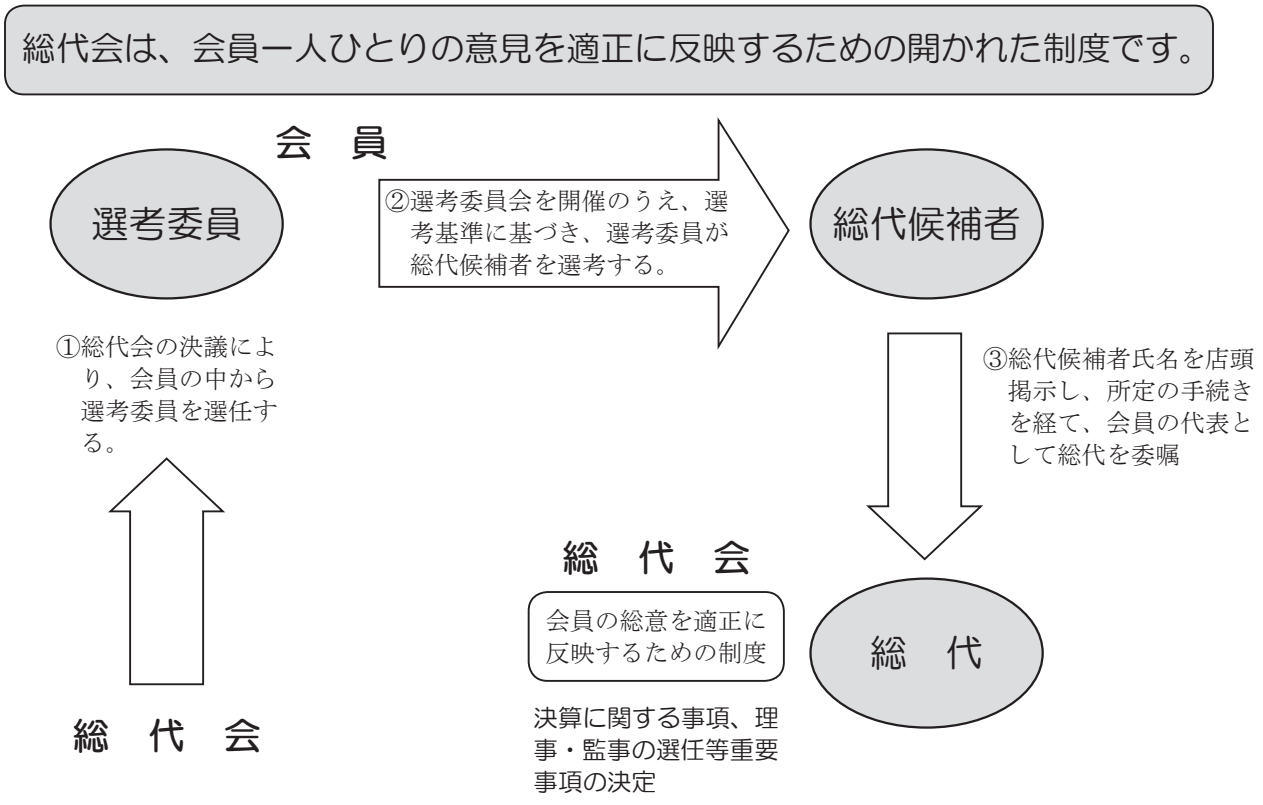

（２）総代候補者選考基準

資格要件

・当金庫の会員であること

適格用件

①総代として相応しい見識を有している方

②金庫の理念をよく理解し、金庫との取引関係も良好である方

③地域の情報に通じ、金庫の業務運営に協力をしていただける方

④その他総代選考委員が適格と認めた方

（３）総代とその選考基準

①総代の任期・定年・定数

・総代の任期は３年です。

・総代の定年は８０歳です。

・総代の定数は、５０人以上１２０人以下で、会員数に応じて各選任区域ごとに定められています。なお、令和２年６月３０日現在の総代数は７２人で、会員数は6,０１７人です。

・総代の選任区域及び定数

地　　区	選　任　区　域	総　代　定　数
第１区	氷見地区	４５人
第２区	高岡・射水地区	３０人
	合　　計	７５人

②総代の選任方法

総代は会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。そこで総代の選考は、総代候補者選考基準に基づき、次の３つの手続きを経て選任されます。

１．総代会の決議により、会員の中から総代候補者選考委員を選任する。

２．選考委員会を開催のうえ、総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。

３．上記２により選考された総代候補者を会員が信任する（異議があれば申し立てる）。

〈総代の選任手続き〉

総代が選任されるまでの手続きについて

地区を２区の選任区域に分け、各選任区域ごとに総代の定数を定める。

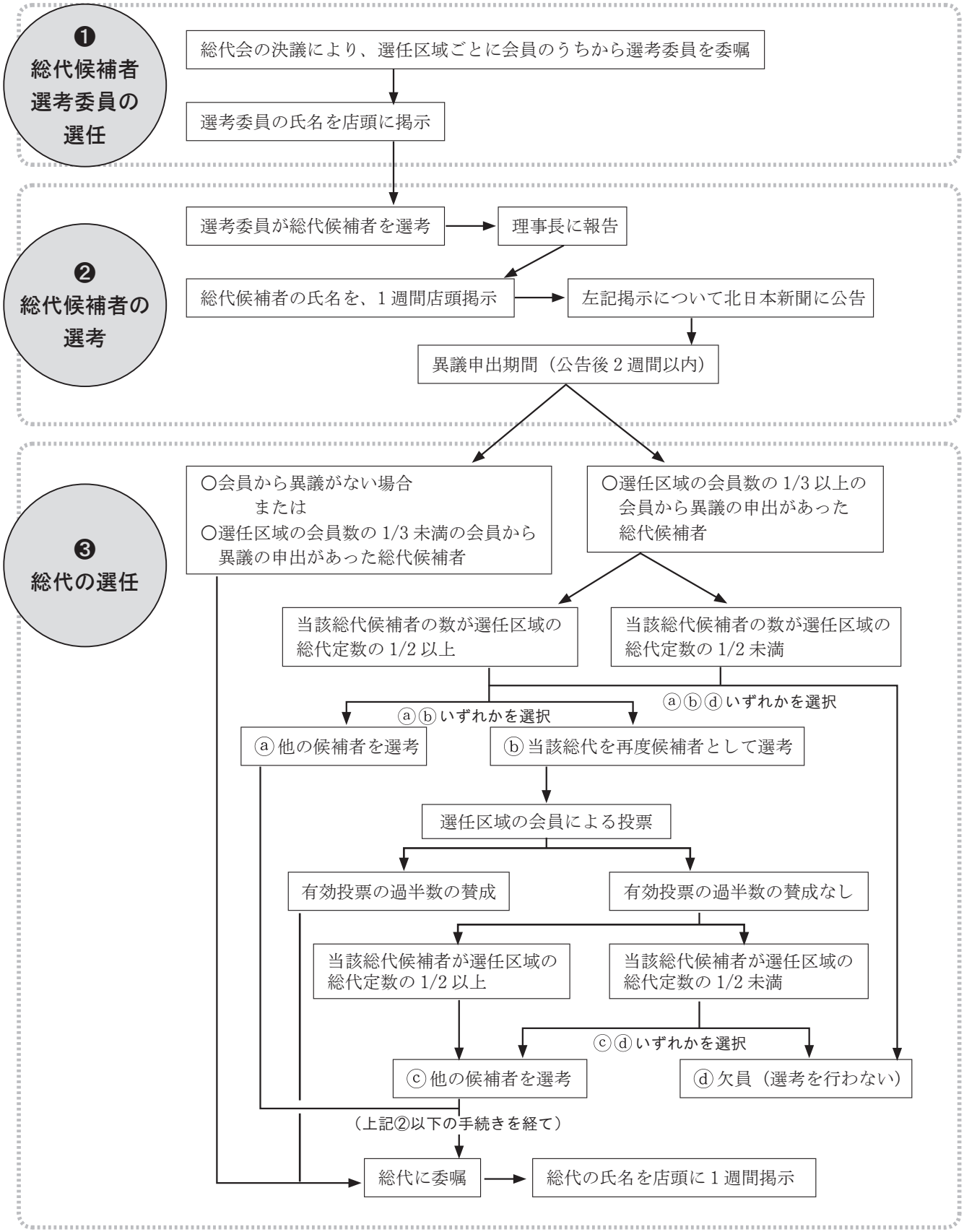

（４）第７７期　通常総代会の決議事項

第７７期通常総代会において、次の事項が付議され、それぞれ原案どおり承認可決されました。

１．報告事項

・第７７期業務報告、貸借対照表および損益計算書の内容報告の件

・会計監査人および監事会の計算書類監査結果報告の件

２．決議事項

第１号議案　剰余金処分案承認の件

第２号議案　総代候補者選考委員７名選任の件

第３号議案　理事および監事の任期満了に伴う選任の件

（５）総代の氏名等

（五十音順敬称略）

氷見地区　４３人

浦　　謹一	⑥	正保　久男	④	前　　善三	⑤	飯田　和正	④	戸澤　秀行	①
大谷　　充	②	正保　向一	⑩	松木　俊一	②	大菅　正博	⑨	鳥本　龍弥	④
岡部　信一	③	大丸　達也	⑥	松木　延夫	①	奥　　久光	③	中山　勝儀	⑧
海津　憲次	⑤	高木　俊幸	⑤	松波　久彭	⑨	尾山　　了	⑥	早木　一高	⑥
角　　治	④	髙澤　利朗	⑦	三国　敏治	⑬	鞍田　卓夫	⑩	原田　　寛	⑨
金田　良憲	⑫	竹本　前証	④	向川　光則	⑧	桑本　吉将	⑧	引網　真明	⑪
加野金次郎	⑩	田中　幹夫	⑤	森　　晨朗	⑦	小泉　哲二	③	二口　輝夫	⑤
九澤　将元	⑦	土居　　治	⑤	谷内　欣一	⑦	小泉　英幸	①	船木　正徳	②
久保喜八郎	⑥	中田　専秀	①	山田源之助	⑩	近藤　宗徳	④	古市　猛広	⑪
久保　健三	⑨	梨木　豊明	⑤	山田　真功	③	西田　忠行	③	牧　　亨	⑧
久保　昌也	④	浜本　義明	⑤	山端　伸夫	④	笹島　康隆	⑤	山　　鉄也	①
黒谷　豊明	⑥	林　　達也	③	山本　貴史	⑧	高有　健二	①	山田　久三	⑪
小坪　　健	⑩	日名田與一郎	⑦	吉田　徳明	⑤	田子　健一	⑤	吉澤　清次	⑦
坂田　恒男	⑦	干場　清光	①			田中　健治	⑦	吉本　輝志	⑥
三ノ宮芳和	⑤	堀川　茂雄	③			寺井　清司	②		

高岡・射水地区　２９人

（注）1. 氏名の掲載については、個人情報保護法に基づく同意を得ております。
2. 丸数字は総代への就任回数です。なお、就任回数は氷見信用金庫と伏木信用金庫合併時を第１期としております。

（６）総代の属性等別構成比

職業別　法人代表者 79.16%、個人事業主 19.44%、個人 1.38%

年代別　70 代以上 55.55%、60 代 26.38%、50 代 15.27%、40 代 2.77%

業種別　農業、林業 1.40%、製造業 19.71%、建設業 23.94%、運輸業、郵便業 8.45%
卸売業、小売業 18.31%、不動産業、物品賃貸業 2.81%
学術研究、専門・技術サービス業 1.40%、宿泊業、飲食サービス業 7.04%
生活関連サービス業、娯楽業 4.22%、その他のサービス 12.67%

（注）１．業種別の構成比は法人代表者及び個人事業主に限ります。
２．業種別区分は、日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

■手数料一覧

（単位：円）

●為替手数料（/ 通）

種別			区分 / 単位	同一店内	当金庫本支店宛	他行宛	備考
振込関係	電信扱い（総合振込を含む）		3万円以上	＊２２０	＊２２０	７７０	＊の手数料について当金庫会員の方は無料です。
			3万円未満	0	0	５５０	
	文書扱い		3万円以上	＊２２０	＊２２０	６６０	
			3万円未満	0	0	４４０	
	ＡＴＭ	キャッシュカード扱い	3万円以上	0	0	６６０	
			3万円未満	0	0	４４０	
		現金扱い	3万円以上	２２０	２２０	７７０	
			3万円未満	0	0	４４０	
	個人インターネットバンキング		3万円以上	0	0	４４０	
			3万円未満	0	0	３３０	
	法人インターネットバンキング、ファームバンキング、ホームバンキング、定額自動送金		3万円以上	0	0	６６０	給与振込は無料です。期限（２営業日前の14:00以降）を超えた場合は、左記の手数料をお支払い頂きます。
			3万円未満	0	0	４４０	
	給与振込（振込依頼書扱い）		－	0	0	１１０	法人ＩＢによる他行宛給与振込は無料です。
代金取立			至急扱い	0	0	１，１００	
			通常扱い	0	0	８８０	
配当金取立			宿泊クーポン券	0	１１０	８８０	
			公社債その他 額面１万円未満			３０	外税
			公社債その他 額面１万円以上			４４０	
			その他配当金（取立を要するもの） 至急扱い			１，１００	
			その他配当金（取立を要するもの） 通常扱い			８８０	
その他の為替手数料			不渡手形返却料			８８０	
			取立手形組戻料			８８０	
			取立手形店頭呈示料			８８０	
			送金・振込の組戻料			８８０	

●ＡＴＭ取引手数料（当金庫のキャッシュカード・ローンカードによるＡＴＭ取引）

当金庫のＡＴＭでは、曜日・時間を問わず、お引出し・お預入れの手数料は全て無料です。当金庫以外のＡＴＭをご利用されてのお引出し・お預入れの際には、一旦、利用手数料が必要になる場合がありますが、その際は、お支払いされた手数料を月５回まで即時にお客様の口座へキャッシュバックいたします。

●両替手数料

窓口扱いでの枚数＊1（紙幣・硬貨とも）	51 ～ 100 枚	１１０		汚損、記念貨幣の交換は無料です。
	101 ～ 300 枚	３３０		
	301 枚以上	６６０ ＋総枚数１千枚を超える毎に３３０円加算		
両替機扱いでの枚数＊2（紙幣・硬貨とも）	カード発行	申　込　料（申 込 時）	３，３００	専用カードを発行。利用都度の手数料は無料です。
		月額基本料（申込翌月）	３，３００	

＊1: 払戻請求書等による金種指定の出金をされる場合は紙幣･硬貨の合計枚数に応じて、上記「両替手数料」と同額の手数料を徴求いたします。
＊2: 両替機は両替機専用カードをお持ちの方のみご利用いただけます。

●大量硬貨入金手数料

窓口扱いでの枚数（硬貨とも）	501 ～ 1,000 枚	３３０	汚損、記念貨幣の交換は無料です。
	1,001 枚以上	５５０ ＋総枚数１千枚を超える毎に２２０円加算	

●口座振替手数料（/ 件）

引落依頼	５０	外税

●発行・再発行手数料（/ 枚）

発　行	普通・貯蓄キャッシュカード（既存口座）	無料	
	カードローン・事業者カードローンカード	無料	
再発行	普通・貯蓄・カードローン・事業者カードローンカード	１，１００	
	通帳・証書	１，１００	

令和２年６月３０日現在

（単位：円）

●手形・小切手用紙代			
約束手形（/ 冊：50 枚綴）		８８０	バラ：16 円 / 枚（外税）
約束手形（/ 冊：25 枚綴）		４４０	
為替手形（/ 枚）		１６	外税
当座小切手（/ 冊）		６６０	
マル専手形（/ 枚）		５５０	
マル専当座開設（/ 口座）		３，３００	割賦販売通知書１枚毎
●融資関連			
融資（可能）証明書（/ 通）		１１，０００	
固定金利特約期間中以外の証書貸付にかかる全額・一部繰上償還（/ 口座）	全額繰上償還	１１，０００	ご融資残高が 100 万円未満の場合は無料です。
	一部繰上償還	５，５００	
固定金利特約期間中の証書貸付にかかる手数料（/ 口座）			
全額繰上償還		３３，０００	
一部繰上償還		２２，０００	
固定金利特約期間の再設定			
金利特約期間：１０年		３，３００	
金利特約期間：　５年		５，５００	
金利特約期間：　３年		１１，０００	
金利特約期間：　２年		１１，０００	
証書貸付の条件変更（/ 口座）－ 期限延長・短縮など（住宅ローンにかかる期限延長、ご返済金の軽減は除きます。）		１１，０００	
不動産担保取扱手数料			
不動産担保設定		３３，０００	
不動産担保変更取扱（極度額変更・追加設定・一部抹消・順位変更・譲渡・譲受）		１６，５００	
動産・集合動産担保（契約・更新手数料）		３３，０００	
支払承諾保証（保証書発行）		２，２００	
●証明書発行手数料（/ 通）			
残高証明書（預金・融資）		３３０	
支払利息証明		３３０	
償還金証明		３３０	
住宅ローン年末証明書再発行		３３０	
個人情報開示	店頭受取	５５０	当金庫所定の開示事項以外をご依頼の場合は 3, 300 円となります。
	郵送受取	８８０	
取引履歴明細		２２０	単位１頁（上限 2, 200 円）
●その他			
法人インターネットバンキング契約月額基本料（/ 顧客）		１，１００	
個人インターネットバンキング契約月額基本料（/ 顧客）		無料	
ホームバンキング資金移動月額基本料（/ 口座）		１，１００	
ＡＮＳＥＲ通知サービス月額基本料（/ 顧客）		５５０	
しんきん携帯電子マネーチャージサービス（/ 回）		５５	
夜間金庫月額使用料（/ 顧客）		１，１００	
口座管理手数料（年額）	個人向け国債（/ 枚）	１，３２０	当面の間無料
株式払込手数料	払込額５千万未満	払込総額×千分の２．５×１．１０	円未満は切り捨てとなります。
	払込額１億未満	払込総額×千分の２．０×１．１０	
	払込額１億以上	払込総額×千分の１．５×１．１０	

令和２年６月３０日現在

■でんさいネット手数料一覧表

１．月額基本手数料（円）

お取引種類	法人インターネット利用	でんさいのみ利用
受取・分割のみ （債権者利用限定特約	無料	1, 100
受取・分割・発生記録 （債務者として利用）	無料	2, 200

２．お取引一件あたりの手数料（円）

お取引種類	インターネット利用		窓口で書面による利用	
	当金庫宛	他行宛	当金庫宛	他行宛
発生記録	330	660	1, 100	1, 100
譲渡記録	165	330	1, 100	1, 100
分割（譲渡）記録	330	550	1, 100	1, 100
通常開示	0	0	1, 100	1, 100
特例開示	－	－	3, 300	3, 300
残高の開示	－	－	4, 400	4, 400
単独保証記録	330	330	1, 100	1, 100
変更記録	330	330	2, 200	2, 200
支払等記録	330	330	1, 100	1, 100
訂正・回復	330	330	2, 200	2, 200

令和２年６月３０日現在

■預金のご案内

種　類	商品内容	期間	預入金額
総合口座	普通預金・定期預金・自動融資を一冊の通帳にセットした便利な口座。 万一普通預金の残高が不足しましても、定期預金（担保）の90%（最高200万円）まで自動的にご融資が受けられます。公共料金等の自動支払にも便利です。	出し入れ自由 定期預金 自動継続扱い	1円以上
普通預金	お財布、家計簿代りに便利です。キャッシュカードのセットで全国の提携金融機関で出し入れできます。	出し入れ自由	1円以上
決済用普通預金	無利息、要求払、決済用を満たす普通預金です。預金保険により全額保護されます。	出し入れ自由	1円以上
当座預金	事業に欠かせない預金です。代金の決済に手形・小切手をご利用ください。	出し入れ自由	1円以上
貯蓄預金	普通預金感覚で、しかもお利息が有利です。Ⅰ、Ⅱ型とも大口定期預金を基準に有利なお利息がつきます。 預入は個人の方に限ります。	入金は自由 出金は10万円型は無料 30万円型は1カ月５回まで無料	１円以上 預入最低金額が Ⅰ型は30万円以上 Ⅱ型は10万円以上
通知預金	１週間以上ご予定のないまとまった資金の短期運用にご利用下さい。	７日以上据置	1万円以上
納税準備預金	納税資金を計画的な準備預金としてご利用下さい。お利息に税金はかかりません。	入金は自由 出金は納税目的に限る	1円以上
変動金利定期預金	金融市場の動向により適用される金利は６ケ月毎に変動します。個人の方に限り半年複利がご利用になれます。	１年以上３年以内	1千円以上
期日指定定期預金	１年複利の高利回り預金です。１年経過後は一部支払もできます。預入は個人の方に限ります。	１年以上最長３年	1千円以上 300万円未満
スーパー定期預金	お預入期間もバリエーション豊かで、今や定期預金の主流です。個人の方には３年超の半年複利で高利回りとなります。	１ヵ月以上５年以内	1千円以上 1千万円未満
大口定期預金	まとまったお金を最も有利に運用頂ける預金です。利率は市場情勢に応じて決定されます。	１ヵ月以上５年以内	1千万円以上
懸賞金付定期預金 “ふくらぎ”	定期預金に懸賞金抽せん権を付与し抽せんにより当選金をお利息と共に受け取ることのできる定期預金です。	１年	10万円以上 1千万円未満
年金定期預金	当金庫で公的年金をお受取りの方を対象に金利を優遇する定期預金です。	１年	10万円以上 100万円以内
スーパー定期積金	目標を定めて、毎月無理のない範囲で貯蓄ができます。	６ヵ月以上５年以内	1千円以上
ＪＲ氷見線応援定期預金	地方創生の一環で、ＪＲ氷見線存続のための支援を目的とした定期預金です。	１年	10万円以上 ２千万円以内
ぶり奨学定期預金	地元活性化のために策定された氷見市の「ぶり奨学プログラム」の支援を目的とした定期預金です。	１年	10万円以上 300万円未満
相続定期預金	金融機関での相続手続きを終えてから１年以内に相続で取得した資金を原資にお預けいただける定期預金です。	１年もしくは３年	100万以上で相続による取得資金の範囲内
退職金定期預金	個人のお客様で退職金を原資とする定期預金です。	１年	300万円以上
一般財形貯蓄	勤労者の生活設計のために給与・賞与から天引きし、定期的にお預入れいただく預金です。	３年以上	100円以上
財形年金貯蓄	勤労者が退職後の豊かな生活をお送りいただくための財産づくりに最適で、財形住宅貯蓄と合算して５５０万円まで非課税貯蓄の特典をご利用いただける有利な預金です。	積立期間５年以上 据置期間６ヶ月以上５年以内 受取期間５年以上２０年以内	100円以上
財形住宅貯蓄	勤労者が住宅の取得・増改築のための資金をお積み立てしていただく預金です。財形年金貯蓄と合算して５５０万円まで非課税貯蓄の特典をご利用いただける有利な預金です。	積立期間５年以上	100円以上

■融資のご案内

対象	種　　類	使　　途	融資限度	期　　間
個人	住宅ローン	住宅の購入・新築・増改築または住宅を建築する予定の土地の購入資金	8,000万円以内 (しんきん保証基金) 10,000万円以内 (全国保証)	３５年以内
	無担保住宅ローン	住宅の購入・新築・増改築資金	1,500万円以内	２０年以内 無担保
	リフォームローン	家屋の修繕や住宅設備の工事にかかる資金	1,000万円以内	１５年以内 無担保
	マイカーローン	お車の購入、車検、修理、免許証の取得に必要な資金	1,000万円以内	１０年以内
	カードローン 「きゃっする」	使い道自由 ※パソコン・スマートフォンで申込できます。	50万円～300万円 ※10万円単位	３年毎に自動更新
	しんきんカードローン	使い道自由	30万円・50万円・100万円・300万円の４コース	３年毎に自動更新
	教育カードローン	入学金等の学費および学生生活を維持するために必要なすべての資金	300万円以内 ※在学期間中カードローン方式・卒業後証書貸付	卒業予定月まで元金据置 ５年以内　※医学部・薬学部等の６年制大学等の場合は７年以内 卒業後返済期間１０年以内
	教育ローン	教育に関する費用、入学金、授業料、学校施設費、下宿代等	1,000万円以内	１６年以内
	ぶり奨学ローン	お申込人のご子息、孫または扶養する親族のための奨学資金	300万円以内 ※在学期間中、当座貸越方式・卒業後証書貸付	１０年以内
	シニアライフローン	家屋の修繕、自動車購入、旅行費用等	100万円以内	１０年以内 ※隔月返済できます。
	フリーローン	自由	500万円以内 (しんきん保証基金)	１０年以内
	生活資金 支援ローン	新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少等によって必要とする生活資金(事業性資金は除きます)	50万円以内 (しんきん保証基金)	１０年以内 取扱期間：令和2年7月1日 ～令和2年12月30日
	フリーローン「モア」	自由（但し事業資金は除きます)	500万円以内	１０年以内
	フリーローン 「タイムリー500」	自由（事業性資金・旧債務返済資金を含みます)	500万円以内	１０年以内 ※隔月返済できます。
	再チャレンジ資金 「スイッチローン」	債務整理資金、被害者救済資金、訴訟資金	500万円以内	１０年以内
事業者	事業者カードローン	信用保証協会の保証により当座貸越カードでご融資	100万円以上 500万円以内	１年間もしくは ２年間（更新可能）
	割引手形	一般商業手形の割引		
	手形貸付	仕入資金など短期運転資金		
	証書貸付	設備資金など長期の資金		
	当座貸越	約定金額までの当座決済資金		
	当座貸越「ビジネスセレクト5000」	約定金額までの当座決済資金	法人の場合5,000万円以内 個人の場合3,000万円以内	
	商工会議所メンバーズローン	事業資金	1,000万円以内	運転資金：５年以内 設備資金：７年以内
	北陸税理士会提携ローン	事業用の運転・設備資金 (無担保・原則第３者保証人不要)	100万円以上 1,000万円以内	５年以内
	公的制度融資	各地方自治体の制度による		
	代理貸付	日本政策金融公庫、信金中央金庫、独立行政法人福祉医療機構、各種機関の代理業務貸付		
	スモールローン 「サポート」	運転資金・設備資金等 ※個人事業主対象	300万円以内	５年以内
	しんきんコミュニティ	運転資金・設備資金等	500万円以内	５年以内

■サービスのご案内

キャッシュカードサービス（ご利用手数料無料）	当金庫のキャッシュカードは、全国の信用金庫・銀行・信用組合・農協・労働金庫等の金融機関および、コンビニエンスストアのＡＴＭコーナーにて手数料無料でお取引いただけます。 ※当金庫以外のＡＴＭコーナーでお支払いになるご利用手数料は、即時ご利用口座へキャッシュバックいたします。
ＡＴＭ振込	当金庫のＡＴＭを利用し、全国の金融機関のご指定の口座に簡単にお振込みできます。
デビットカード	全国のデビットカード取扱加盟店で、キャッシュカードを利用してその場でお支払いが出来ます。
自動支払	電話・電気・水道・ガス・ＮＨＫ等の公共料金をはじめ、税金・各種保険料等をお客様に代わり自動的にご指定口座よりお支払いいたします。
自動受取	年金・給与・配当金等が、一度のお手続きで毎回ご指定の預金口座にお振込となります。
振込・取立	全国の金融機関をオンラインで結び、迅速で確実なご送金やお振込、手形・小切手の代金取立もお取扱いをいたします。
インターネットバンキング	当金庫のホームページより、会社や自宅にいながらお振込や預金振替、口座の残高や取引照会ができます。事務作業の省力化、振込手数料の節約が図られます。
しんきん通帳アプリ	スマートフォン専用アプリ「しんきん通帳アプリ」でいつでもどこでも入出金明細や残高を確認できます。
電子マネーチャージ	キャッシュカード発行済みの普通預金口座からおサイフケータイ「楽天Ｅｄｙ」にチャージできるサービスです。
アンサー通知・照会	ご登録された預金口座への入出金取引・振込等があった場合、ファックス等で自動的にご連絡します。また、お客様からの操作でご照会もできます。
クレジットカード㈱近畿しんきんカードＶＩＳＡ・ＪＣＢ）	国内あるいは国外でのショッピングやお食事等、カード呈示とサインまたは暗証番号で手軽にご利用いただけます。代金は後日、ご指定口座より自動引き落としされます。
夜間金庫	営業時間外にお客さまの売上金等をお預かりし、翌営業日にご指定口座に入金します。　※夜間金庫設置店　本店・西条支店
しんきんテレホンバンキング	キャッシュカードの紛失、盗難等の届出を受付します。 専用フリーダイヤル　0120－45－1406（通話料無料） 携帯電話・ＰＨＳ　06－6530－0506（通話料が掛かります）

氷見伏木しんきんのあゆみ

◎昭和

4年 8月29日	産業組合法に基づく有限責任氷見町信用組合設立
4年 8月29日	組合長 本川藤三郎　就任
19年 1月22日	市街地信用組合法による有限責任氷見町信用利用組合に改組
20年 4月 1日	組合長 湊嘉平次　就任
23年 6月14日	消費生活協同組合法による保証責任、伏木信用組合設立許可
25年 4月 1日	中小企業等協同組合法に基づき、氷見信用組合、伏木信用組合にそれぞれ改組
26年 6月15日	信用金庫法制定
26年12月15日	信用金庫法に基づく伏木信用金庫事業免許
27年 4年25日	同法により氷見信用金庫事業免許
27年 4月28日	吉久支店（高岡市吉久）開設
27年12月 1日	北部支店（氷見市北大町）開設
28年 6月 5日	伏木信用金庫、本店を高岡市伏木湊町に移転
28年11月17日	若宮支店（高岡市伏木若宮町）開設
30年 9月13日	氷見信用金庫、本店（鉄筋１階建）新築
32年 5月25日	理事長 本川藤成　就任
35年 4月17日	氷見信用金庫、本店２階増築竣工
42年 7月10日	南部支店（氷見市伊勢大町）開設
47年 9月14日	伏木信用金庫、本店（高岡市伏木錦町）新築移転、現伏木支店
47年12月10日	北部支店（氷見市北大町）新築
49年11月11日	南部支店（氷見市伊勢大町）新築
51年 6月11日	理事長 湊　晨　就任
51年10月28日	氷見・伏木両信金共に、信金大阪共同事務センターに加入。普通預金オンライン開始。逐次全科目移行
53年 4月24日	旭ヶ丘支店（高岡市江尻）開設
55年 3月17日	西条支店（氷見市柳田）開設
56年12月 1日	氷見信用金庫と伏木信用金庫が合併し、氷見伏木信用金庫発足、営業地区、氷見市、高岡市および新湊市
57年 2月15日	全店、全科目オンライン稼動
57年 3月31日	若宮支店配置転換のため　閉店
57年12月28日	預金量３００億円を達成
59年 6月11日	国債窓販業務の取扱開始
60年11月 5日	西部支店（氷見市鞍川）開設
60年12月23日	日本銀行と当座取引開始
61年12月23日	本店、日本銀行歳入代理店となる
62年 6月11日	営業地区を拡張、射水郡が加わる
62年 7月 1日	伏木支店、日本銀行歳入代理店となる
63年 5月 6日	第３次オンライン稼動
63年12月15日	預金量400億円達成

◎平成

元年 1月21日	事務管理室、南部支店２階に移転、業務開始
元年 8月24日	新本部落成。創立６０周年記念式典　挙行
2年 7月	都銀、地銀とキャッシュサービス提携　開始
2年 8月28日	両替（外国通貨）業務取扱の認可を受ける。業務取扱開始10月1日本店
3年 2月	第２地銀、信組、労金、農協とキャッシュサービス提携開始
3年10月 1日	高岡手形交換所、広域交換参加加盟
3年12月16日	預金量５００億円達成
5年 6月21日	定期性預金金利完全自由化
6年10月17日	流動性預金金利自由化（当座預金を除く）
7年 5月10日	理事長 本川藤由　就任

7年 6月26日	懸賞金付定期預金“ふくらぎ”（福来）発売
7年11月17日	西条支店、店舗増築
9年 2月 7日	理事長 酒井治七郎　就任
9年 5月19日	信託銀行とＣＤ・ＡＴＭオンライン提携開始
9年12月26日	預金量６００億円達成
11年 8月29日	創立70周年を迎える
12年12月 4日	しんきんゼロネットサービス開始
13年 1月 4日	テレホンバンキングサービス開始
13年 4月 2日	損害保険窓口販売開始
13年 7月23日	スポーツ振興くじ(toto)払戻し業務開始
13年10月 1日	郵政事業庁とキャッシュサービス提携開始
14年10月 1日	生命保険窓口販売業務取扱開始
15年 2月14日	個人向け国債募集の取扱開始
16年 1月19日	インターネットバンキングサービス開始
16年 1月19日	マルチペイメント取扱開始
16年11月 2日	国民生活金融公庫との業務提携・協力開始
17年 6月17日	理事長　大菱池　洋　就任
17年 8月15日	預金量７００億円達成
19年 6月15日	ＡＴＭ利用手数料無料化
21年 8月29日	創立80周年を迎える
21年12月25日	「地域金融円滑化のための基本方針」「金融円滑化管理方針」の制定
23年11月30日	株式会社日本Ｍ＆Ａセンター、信金キャピタル株式会社と「Ｍ＆Ａ仲介業務に関する覚書」を締結
25年 2月 1日	経営革新等支援機関として認定を受ける
25年 2月20日	でんさいネット取扱開始
25年 9月25日	富山県と「観光・産業振興に関する協定」を締結
26年 1月31日	富山県警察と「サイバー犯罪に対する共同対処に関する協定」を締結
26年 4月22日	大菱池理事長「旭日双光章」受賞
26年12月 1日	株式会社商工組合中央金庫と「業務連携･協力に関する覚書」を締結
27年 5月29日	株式会社日本政策金融公庫と「業務連携･協力に関する覚書」を締結
27年10月 5日	株式会社日本政策金融公庫、富山県信用保証協会と「創業支援等に係る業務連携･協力に関する覚書」を締結
27年10月 8日	一般社団法人富山県機電工業会と「富山県のものづくり活性化を図るための包括協定に関する覚書」を締結
28年 4月25日	預金量８００億円達成
28年 7月20日	営業地区を富山県全域へと拡張
29年 2月27日	氷見市と「地方創生に係る包括連携に関する協定書」、「地方創生に係る包括連携に関する協定に基づく取組の実施に関する覚書」を締結
29年 4月 3日	信託業務取扱開始　相続信託「心のバトン」暦年信託「心のリボン」
29年 9年 7日	北陸税理士会の県内４支部と「業務協力に関する連携協定書」を締結
29年10月11日	一般社団法人富山県中小企業診断協会と「業務連携協力に関する覚書」を締結
30年 2月13日	吉久支店を旭ヶ丘支店に統合
30年 6月15日	理事長　藤井　隆　就任
30年10月 1日	氷見市と「行政実務研修の実施に関する協定」を締結
30年10月 1日	後見支援預金の取扱開始
◎令和	
元年７月１日	個人型確定拠出年金(iDeCo)の取引開始
元年８月５日	「ひみまちづくりファンド」設立
元年８月29日	創立 90 周年を迎える
元年11月５日	創立 90 周年記念式典　挙行

氷見伏木信用金庫

総　務　部

https://www.shinkin.co.jp/himifusi/

〒935-8601

富山県氷見市伊勢大町 2-14-12

Tel　0766-74-4101

Fax　0766-74-4513